

第4章 環境の保全についての配慮事項

4.1 公的な計画及び指針との整合性

埼玉県及び熊谷市によって策定されている公的な計画等のうち、対象事業に関連するものは表 4.1-1 に示すとおりである。

これらの公的な計画等に記載される内容のうち、対象事業に関連する内容を抜粋し、対象事業において配慮すべき事項について表 4.1-2 及び表 4.1-3 に整理した。

表4.1-1 対象事業と関連のある公的な計画等

自治体	公的な計画等の名称
埼玉県	埼玉県環境基本条例（平成6年12月条例第60号）
	埼玉県環境基本計画（第4次）（変更）（平成29年3月）
	埼玉県国土利用計画（第4次）（平成22年12月）
	埼玉県土地利用基本計画（平成25年2月）
	埼玉県5か年計画（平成29年3月）
	まちづくり埼玉プラン（平成30年3月）
	第8次埼玉県廃棄物処理基本計画（平成28年3月）
	埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）（令和2年3月）
	第2次埼玉県広域緑地計画（平成29年3月）
熊谷市	第2次熊谷市環境基本計画（平成30年3月）
	第2次熊谷市総合振興計画（前期基本計画）（平成30年3月）
	熊谷市都市計画マスタープラン（平成16年8月）
	熊谷市景観計画（平成21年3月）
	第2次熊谷市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（平成31年3月）
	第3次熊谷市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】（令和3年3月）

表4.1-2(1) 計画等の内容と対象事業における配慮事項（埼玉県）

計画等の名称	対象事業に関連する内容	対象事業における配慮事項
埼玉県環境基本条例（平成6年12月条例第60号）	事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。	<ul style="list-style-type: none"> ・焼却施設は、排ガス対策として、法令等に基づく基準と同等以上の厳しい公害防止基準を設定し、適切な処理を行うとともに、適正に運転・管理を実施する。 ・騒音規制法、振動規制法及び埼玉県生活環境保全条例に定める規制基準等を遵守するとともに、公害防止基準を設定し、適正な運転・管理を行う。また、設備機器は、できるだけ建屋内へ配置する、防振架台を設置する等の騒音・振動対策を行う。 ・廃棄物等搬入・搬出車両については、計画的な運行管理、対象事業実施区域内における滞留スペースの確保、車両の整備・点検、適正な走行等により環境負荷の低減を図る。 ・排出ガス対策型、低騒音・低振動型の機械の採用や、機械・車両の整備点検等により、工事の実施に伴う公害の防止に努める。
埼玉県環境基本計画（第4次）（変更）（平成29年3月）	<p>21世紀半ばを展望した5つの新たな長期的な目標を設定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり ・限りある資源を大切に作る循環型社会づくり ・恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり ・安心・安全な環境保全型社会づくり ・環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・余熱利用として、タービン発電機による発電を行うとともに、熱利用（5GJ程度）を行う計画とし、低炭素社会の推進に貢献する。 ・焼却施設は、排ガス対策として、法令等に基づく基準と同等以上の厳しい公害防止基準を設定し、適切な処理を行うとともに、適正に運転・管理を実施する。 ・排出ガス対策型、低騒音・低振動型の機械の採用や、機械・車両の整備点検等により、工事の実施に伴う公害の防止に努める。
埼玉県国土利用計画（第4次）（平成22年12月）	<p>県内の国土利用に関して、ゆとりと豊かさを実感できる県土の利用の実現に向けて、以下の事項が示されている。</p> <p>【県土利用の基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県土の有効利用 ・人と自然が共生し、美しくゆとりある県土利用 ・安心・安全な県土利用 ・多様な主体の参画、計画的な県土利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域にある別府農村広場用地を活用し、新たな用地造成は行わず本施設を設置することにより、県土の有効利用を図る。 ・焼却施設は、排ガス対策として、法令等に基づく基準と同等以上の厳しい公害防止基準を設定し、適切な処理を行うとともに、適正に運転・管理を実施する。

表4.1-2(2) 計画等の内容と対象事業における配慮事項（埼玉県）

計画等の名称	対象事業に関連する内容	対象事業における配慮事項
埼玉県5か年計画 (平成29年3月)	<p>県が目指す将来像と、平成29年度からの今後5年間に取り組む施策の体系を明らかにした県政運営の基本となる行政計画であり、分野別施策の体系「V豊かな環境をつくる分野」において、以下の事項が示されている。</p> <p>【基本目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・持続的発展が可能な社会をつくる <p>【施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境に優しい社会づくり ・公害のない安全な地域環境の確保 ・資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進 <p>【基本目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然と共生する社会をつくる <p>【施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みどりの保全と再生 ・川の再生 ・生物多様性の保全 	<ul style="list-style-type: none"> ・余熱利用として、タービン発電機による発電を行うとともに、熱利用（5GJ程度）を行う計画とし、低炭素社会の推進に貢献する。 ・焼却施設は、排ガス対策として、法令等に基づく基準と同等以上の厳しい公害防止基準を設定し、適切な処理を行うとともに、適正に運転・管理を実施する。
まちづくり埼玉プラン (平成30年3月)	<p>将来都市像を実現していくため、3つのまちづくりの目標を設定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンパクトなまちの実現 ・地域の個性ある発展 ・都市と自然・田園との共生 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設整備の基本方針（コンセプト）として「環境に配慮した施設」、「地域に貢献し、親しまれる施設」等を掲げ、持続可能な都市づくり、都市の防災機能の向上、活力ある地域づくり、自然・田園との共生等を図る。
第8次埼玉県廃棄物処理基本計画 (平成28年3月)	<p>「廃棄物を資源として活かし、未来につながる循環型社会」の実現に向け、循環型社会の形成を目指す方向性として、目標を達成するための4つの柱を掲げ施策を展開する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3Rの推進 ・廃棄物の適正処理の推進 ・環境産業の育成 ・災害廃棄物対策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・焼却により発生した熱を利用し発電を行うことで、3Rの推進、廃棄物の適正処理の推進を図る。
埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期） (令和2年3月)	<p>県内の温室効果ガスの削減に際し、以下の削減目標と部門別の緩和策が示されている。</p> <p>【温室効果ガスの削減目標】</p> <p>2030年度における埼玉県の温室効果ガス排出量を2013年度比26%削減する。</p> <p>【廃棄物、その他温室効果ガスの緩和策】</p> <p>①廃棄物対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3Rによる廃棄物の減量化・再生利用の推進 ・太陽光パネルリサイクルの推進 ・プラスチックごみの発生抑制 ・エネルギー回収型廃棄物処理施設の導入支援 ・廃棄物系バイオマス等利活用の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・余熱利用として、タービン発電機による発電を行うとともに、熱利用（5GJ程度）を行う計画とし、低炭素社会の推進に貢献する。
第2次埼玉県広域緑地計画 (平成29年3月)	<p>県内の広域緑地計画に関連して、以下の事項が示されている。</p> <p>【緑の将来像】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑とともに暮らす、ゆとり・安らぎ「埼玉」 <p>【緑の将来像の実現に向けた基本的な考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑の将来像を実現するため、緑のネットワーク形成方針に基づいて、埼玉の緑を守り育てる。 ・都市における「身近な緑」の機能を今後、一層、県民が十分に享受できるようにする。 <p>【緑のネットワーク形成方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「緑の核（コア）」をいかす ・「緑の拠点（エリア）」をつくる ・「緑の形成軸（コリドー）」でつなぐ 	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内に緑地を設置し、「身近な緑」の確保に努める。 ・敷地内には周辺環境との調和を目指し、できる限り多くの緑地を配置する。 ・周辺道路からの視線仰角内に土手土塁等を設け、植樹を行う。 ・植樹の構成は高木、中木、低木を組み合わせ、多層構造となるよう配慮するとともに、樹種は地域景観等に配慮し、極力郷土種等を採用する。

表4.1-3 計画等の内容と対象事業における配慮事項（熊谷市）

計画等の名称	対象事業に関連する内容	対象事業における配慮事項
第2次熊谷市環境基本計画 (平成30年3月)	将来の環境像を実現するため、以下の4つの環境目標を掲げ、それらの達成に向けた方針と施策を挙げている。 ・環境負荷の少ない安全で住みよいまちを目指します ・環境資源を大切にすまちを創ります ・環境と調和した低炭素型のまちを創ります ・環境の保全・創造に寄与する人を育てます	・関係法令等に基づく基準等を遵守するとともに、公害防止基準を設定し、環境負荷の低減を図る。 ・余熱利用として、タービン発電機による発電を行うとともに、熱利用（5GJ程度）を行う計画とし、低炭素社会の推進に貢献する。
第2次熊谷市総合振興計画（前期基本計画） (平成30年3月)	平成30年度から39年度までの10年間のまちづくりの方向性を定めるとともに、将来都市像の実現に向けた基本的施策の大綱を定めたものであり、8つの政策のうち、政策4として「環境にやさしく自然が豊かなまち」を掲げている。	・関係法令等に基づく基準等を遵守するとともに、公害防止基準を設定し、環境負荷の低減を図る。 ・余熱利用として、タービン発電機による発電を行うとともに、熱利用（5GJ程度）を行う計画とし、低炭素社会の推進に貢献する。
熊谷市都市計画マスタープラン (平成16年8月)	※合併後の熊谷市都市計画マスタープランは現在策定中のため、下記は旧熊谷市における計画（対象期間は平成35年まで） 20年後の将来都市像を描く都市計画の基本的な方針として、「都市づくりの3つの方針」を掲げている。 ・質の高い生活環境を創造する方針 ・産業活動を活性化する方針 ・固有の風土を守り活用する方針	・関係法令等に基づく基準等を遵守するとともに、公害防止基準を設定し、環境負荷の低減を図る。 ・余熱利用として、タービン発電機による発電を行うとともに、熱利用（5GJ程度）を行う計画とし、低炭素社会の推進に貢献する。
熊谷市景観計画 (平成21年3月)	景観形成の目標（将来像）を掲げ、その実現に向けた基本方針として、「歴史と伝統を活かした景観形成」、「にぎわいを創出する景観形成」、「人にやさしい景観形成」、「緑豊かな景観形成」、「水辺と地形を活かした景観形成」を挙げている。	・敷地内には周辺環境との調和を目指し、できる限り多くの緑地を配置する。 ・周辺道路からの視線仰角内に土手土塁等を設け、植樹を行う。 ・植樹の構成は高木、中木、低木を組み合わせ、多層構造となるよう配慮するとともに、樹種は地域景観等に配慮し、極力郷土種等を採用する。
第2次熊谷市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 (平成31年3月)	以下の3つの基本方針に基づき個別の事業を展開することとしている。 ・5R（リフューズ、リデュース、リユース、リペア、リサイクル）の推進 ・市民・事業者・行政におけるパートナーシップ（協働）の更なる推進 ・強固で安定し、経済的なごみ処理システムの構築	・施設見学や環境学習等を通じ、住民が気軽に来所できる地域に開かれた施設にするとともに、災害発生時などにおいても地域に貢献できる施設とする。 ・安全性・信頼性の高いシステムを選定し、安心かつ安定した処理ができる施設にするとともに、災害発生時にも安定した処理ができる強靱性を備えた施設とする。 ・設備機器の長寿命化も念頭に置き、発注方式や管理・運営方法を工夫することにより、可能な限り建設費を含めたライフサイクルコストの縮減に努める施設とする。
第4次熊谷市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】 (令和3年3月)	熊谷市域全体における温室効果ガス削減に向け、以下の取組方針のもと、取組をより一層推進していくこととしている。 ・創エネルギー・省エネルギーの推進 ・低炭素型まちづくりの推進 ・循環型社会づくりの推進 ・低炭素なライフスタイルの推進 ・気候変動適応策の推進	・余熱利用として、タービン発電機による発電を行うとともに、熱利用（5GJ程度）を行う計画とし、低炭素社会の推進に貢献する。

4.2 回避又は低減の配慮を図るべき地域及び対象地域

(1) 法律または条例の規定により指定された地域

自然環境の保全等を目的とした法令等の規定による指定地域について、対象事業実施区域及びその周辺地域（対象事業実施区域の周囲 3km 以内の地域のうち対象事業実施区域を除く範囲）における指定状況を表 4.2-1 に整理した。

対象事業実施区域は、特定猟具使用禁止区域（銃）、地下水採取規制区域、市街化調整区域及び景観計画区域に指定されている。

表4.2-1(1) 自然環境の保全等を目的とした法令等の規定により指定された地域

地域その他の対象		指定の有無		関係法令等	
		対象事業実施区域	周辺地域		
自然保護 関連	自然公園	国立公園	×	×	自然公園法
		国定公園	×	×	
		県立自然公園	×	×	
	自然環境 保全地域	原生自然環境 保全地域	×	×	自然環境保全法
		自然環境保全地域	×	×	
	自然遺産		×	×	世界遺産条約
	緑地	近郊緑地保全区域	×	×	首都圏近郊緑地保全法
		特別緑地保全地区	×	×	都市緑地法
		ふるさとの 緑の景観地	×	×	ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例
	動植物保護	生息地等保護区	×	×	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
		特別保護区	×	×	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
		鳥獣保護区	×	×	
		特定猟具 使用禁止区域(銃)	○	○	
		指定猟法禁止区域	×	×	ラムサール条約
	登録簿に挙げられている湿地の区域	×	×		
国土防災 関連	急傾斜地崩壊危険区域	×	×	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	
	地すべり防止区域	×	×	地すべり等防止法	
	砂防指定地	×	×	砂防法	
	土砂災害警戒区域	×	×	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	
	保安林	×	×	森林法	
	河川区域	×	×	河川法	
	河川保全区域	×	×		
	地下水採取規制区域		×	×	工業用水法
		×	×	建築物用地下水の採取の規制に関する法律	
		○	○	埼玉県生活環境保全条例	

注) ○：指定がある場合 ×：指定がない場合

表4.2-1(2) 自然環境の保全等を目的とした法令等の規定により指定された地域

地域その他の対象		指定の有無		関係法令等
		対象事業 実施区域	周辺 地域	
土地利用 関連	都市地域	×	○	国土利用計画法
	市街化区域	×	○	都市計画法
	市街化調整区域	○	○	
	その他都市計画区域における用途地域	×	○	
	農業地域	×	○	国土利用計画法
	農用地区域	×	○	農業振興地域の整備に関する法律
	農業振興地域	×	○	
	森林地域	×	○	国土利用計画法
	国有林	×	×	森林法
	地域森林計画対象民有林	×	○	
	保安林	×	×	
文化財 保護	史跡・名勝・天然記念物等 (国指定・県指定・市指定・国登録)	×	○	文化財保護法
		×	○	埼玉県文化財保護条例
		×	○	深谷市文化財保護条例
		×	○	熊谷市文化財保護条例
景観保全	景観計画区域	○	○	埼玉県景観条例・ 埼玉県景観計画

注) ○：指定がある場合×：指定がない場合

(2) その他の配慮すべき地域

対象事業実施区域及びその周辺地域（対象事業実施区域の周囲 3km 以内の地域のうち対象事業実施区域を除く範囲）には、表 4.2-2 に示すとおり、法令等による指定地域以外で配慮すべき地域の分布がみられる。

表4.2-2(1) 配慮されるべき地域とその分布

区分	配慮されるべき地域	対象事業実施区域及びその周辺地域での該当の有無
環境の良好な状態の保持を旨として留意されるべき配慮事項	既に環境が著しく悪化し、又は悪化するおそれがある地域への影響の回避又は低減に努めること。	× 著しく環境が悪化し、又は悪化のおそれのある地域は分布しない。
	学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の存在する地域及び良好な又は主として良好な住居の環境を保護すべき地域への影響の回避又は低減に努めること。	△ 周辺地域に、環境の保全対象となる施設や住居が分布する。
	環境が悪化しやすい閉鎖性水域等への影響の回避又は低減に努めること。	× 閉鎖性水域等は分布しない。
	水道水源水域及び湧水池につながる地下水への影響の回避又は低減に努めること。	× 水道水源水域及び湧水池は分布しない。
	水田、ため池、農業用水路等の保水機能への影響の回避又は低減に努めること。	△ 周辺地域に水田、農業用水路が分布する。
	現状の地形を活かし、土地の改変量抑制に努めること。	× 既存の敷地内において建て替える計画であることから、土地の改変は小さい。
	重要な地形、地質及び自然現象への影響の回避又は低減に努めること。	△ 周辺地域に、重要な地形として「寄居付近の河成段丘」が存在する。
	災害の危険性のある地域又は防災上重要な役割を果たしている地域への影響の回避又は低減に努めること。	× 災害の危険性のある地域又は防災上重要な役割を果たしている地域は分布しない。
生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として留意されるべき配慮事項	環境省が作成したレッドリスト、埼玉県が作成したレッドデータブックその他の調査研究資料において貴重とされている種の生息・生育環境への影響の回避又は低減に努めること。	△ 周辺地域では、貴重な種が生息・生育している可能性がある。
	原生林その他の森林、湿地等多様な生物の生息・生育環境を形成している地域その他生態系保護上特に重要な地域への影響の回避又は低減に努めること。	× 生態系保護上特に重要な地域は分布しない。
	動植物の生息・生育空間の分断及び孤立化の回避に努めること。	△ 周辺地域では、貴重な種の生息・生育空間が分布している可能性がある。

○：対象事業実施区域において、配慮されるべき地域等が存在している。

×：対象事業実施区域及びその周辺地域において、配慮されるべき地域等が存在しない。

△：対象事業実施区域において、配慮されるべき地域等が存在しないが、周辺地域において存在している。

表4.2-2(2) 配慮されるべき地域とその分布

区分	配慮されるべき地域	対象事業実施区域及びその周辺地域での該当の有無	
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として留意されるべき配慮事項	傑出した自然景観並びに地域のランドマーク及びスカイライン等、埼玉県原風景や特色ある情景を形作っている景観への影響の回避又は低減に努めること。	×	傑出した自然景観等の景観資源は分布しない。
	里山、屋敷林、社寺林等の古くから地域住民に親しまれ、地域の歴史・文化の中で育まれてきた自然環境への影響の回避又は低減に努めること。	△	周辺地域に熊谷市指定の天然記念物（無患子）及び深谷市指定の天然記念物（榎老木、榎（雌））が存在する。
	すぐれた自然の風景地等、人が自然とふれあう場への影響の回避又は低減に努めること。	×	すぐれた自然の風景地は分布しない。
	水辺や身近な緑等、地域住民が日常的に自然とふれあう場への影響の回避又は低減に努めること。	△	周辺地域に、水辺や身近な緑等地域住民が日常的に自然とふれあう場が分布する。
	文化財及びこれに準ずる歴史的建造物、町並み等並びにその周囲の雰囲気への影響の回避又は低減に努めること。	△	周辺地域に、国、県及び市指定の文化財が分布する。
環境への負荷の低減を旨として留意されるべき配慮事項	廃棄物等の排出抑制及びリサイクルに努めること。	○	廃棄物等の排出抑制及びリサイクルに努める計画とする。
	温室効果ガス等の排出抑制に努めること。	○	温室効果ガス等の排出抑制に努める計画とする。
	温室効果ガスの吸収源整備に努めること。	○	温室効果ガスの吸収源整備に努める計画とする。

○：対象事業実施区域において、配慮されるべき地域等が存在している。

×：対象事業実施区域及びその周辺地域において、配慮されるべき地域等が存在しない。

△：対象事業実施区域において、配慮されるべき地域等が存在しないが、周辺地域において存在している。

4.3 対象事業の立地回避が困難な理由

(1) 当該予定地において対象事業を実施することが必要な理由

本組合では、昭和 47 年 4 月の発足以来、大里地域 2 市 1 町の一般廃棄物を熊谷衛生センター第一工場及び第二工場、江南清掃センター並びに深谷清掃センターで処理してきた。いずれの施設も供用開始より 20 年以上が経過し、長寿命化工事を経て現在も稼働している中、老朽化により更新を検討する段階にある。また、本組合管内の人口減少も進んでおり、施設の統廃合を行い、集約化を進めることにより、効率的な運営を行っていく必要に迫られているところである。

このような状況の下、自区内処理を原則とし、本組合管内でのごみ処理施設更新整備を行うこととし、「大里広域市町村圏組合ごみ処理施設整備基本構想検討委員会」において検討をおこなった。

まず、本組合管内での施設数について、1 施設体制、2 施設体制、3 施設体制の比較検討を行い、2 施設体制が最も評価が高く、災害や故障時の対応、収集運搬車の集中、二酸化炭素排出量、エネルギー回収量、トータルコスト、災害発生時の地域貢献に関して比較優位であることから、今後の施設数を 2 施設とした。

ついで、新しい施設の位置については、熊谷市別府地内（都市計画上「熊谷衛生センター」と位置付けられている区域内）及び深谷市榎合地内（都市計画上「深谷衛生処理場」と位置付けられている区域内）に意見集約されたため、同検討委員会において、土地利用、防災、自然環境、将来計画、関連施設、経済性についてその適合性を検証したところ、両候補地は建設可能であり、適合性も高いとされた。

以上から、本組合では、既存のごみ処理施設用地を活用し、新施設を整備することとしたものである。

(2) 対象事業の実施区域の変更が困難な理由

両候補地ともすでに都市計画決定済みであること、長年の稼働実績を積み重ねており、既存の施設を稼働させながら新施設の整備が可能であること、両候補地以外の場所に新たな用地を求めた場合、計画的な整備が困難となることから、代替地を選定することは難しく、対象事業実施区域の変更は困難である。

4.4 対象事業による影響の回避または低減措置の検討

計画策定の段階において、表 4.2-1 及び表 4.2-2 に示した内容を考慮し、対象事業における影響の回避または低減措置について検討を行った。

対象事業における影響の回避または低減措置は表 4.4-1 に示すとおりである。

表4.4-1 対象事業による影響の回避または低減措置の検討

区分	調査計画書作成段階までに配慮した事項及びその内容	今後計画の熟度に応じて配慮していく事項及びその配慮方針	配慮が困難な事項及びその理由
環境の良好な状態の保持を旨として留意されるべき配慮事項	排ガス濃度（公害防止基準）は、法令に基づく基準値と同等以上の厳しい基準値とした。 プラント排水、生活排水等は、無放流とする計画とした。	周辺地域に環境の保全対象となる施設や住宅があることから、これら保全対象となる施設や住宅への影響の回避または低減に努める。 周辺地域の水田、農業用水路等の保水機能への影響の回避または低減に努める。	特になし
生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として留意されるべき配慮事項	工場立地法に定める緑化率20%を達成する計画とした。 植栽に当たっては、郷土種を優先的に採用する計画とした。	現地調査により、対象事業実施区域及びその周辺地域において貴重な種が確認された場合は、その生息・生育環境への影響の回避または低減に努め、また、生息、生育空間の分断の回避に努める。	特になし
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として留意されるべき配慮事項	特になし	周辺地域の自然環境、水辺や身近な緑等の地域住民が日常的に自然とふれあう場や国、県又は市指定の文化財への影響の低減または低減に努める。	特になし
環境への負荷の低減を旨として留意されるべき配慮事項	余熱利用として、タービン発電機による発電を行うとともに、熱利用（5GJ程度）を行う計画とした。 エネルギー回収率20.5%以上を目標とした。	廃棄物等の排出抑制及びリサイクルに努める。 温室効果ガス（二酸化炭素）の吸収源として対象事業実施区域内の緑化に努める。 温室効果ガス発生源対策として、高効率機器の導入、省エネルギー建築の促進に努める。	特になし

第5章 調査項目

5.1 環境影響要因の把握

「第2章 対象事業の目的及び概要」において示した対象事業の特性に基づき、本事業の実施に伴い環境に影響を及ぼすおそれのある要因（以下「環境影響要因」という。）を抽出した。

抽出した環境影響要因は、表 5.1-1 に示すとおりである。

表 5.1-1 本事業の実施に伴う環境影響要因

影響を及ぼす時期	環境要因の区分	環境影響要因
工事中	工事中	建設機械の稼働
		資材運搬等の車両の走行
		造成等の工事
供用時	存在・供用時	施設の存在
		施設の稼働
		自動車等の走行

5.2 環境影響評価項目

環境影響評価項目は、対象事業の実施に伴う環境影響要因と当該地域の特性を勘案し、埼玉県環境影響評価技術指針（平成11年12月埼玉県告示第1588号）の別表3-5の関連表に準拠して選定した。

選定結果は表 5.2-1 に示すとおりであり、大気質、騒音・低周波音、振動、悪臭、水質、土壌、動物、植物、生態系、景観、自然とのふれあいの場、史跡・文化財、日照障害、電波障害、廃棄物等、温室効果ガス等の16項目を選定した。

表 5.2-1 環境影響評価項目の選定

影響要因の区分			工事中			存在・供用時			
			建設機械の稼働	車両の走行	資材運搬等の	造成等の工事	施設の存在	施設の稼働	自動車等の走行
調査・予測・評価の項目	環境影響要因								
	調査・予測・評価の項目								
環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気質	二酸化窒素または窒素酸化物	●	●			●	●	
		二酸化硫黄または硫黄酸化物					●		
		浮遊粒子状物質		◎			●	●	
		微小粒子状物質					●	●	
		炭化水素		◎				●	
		粉じん	●	×				×	
		水銀等（水銀及びその化合物）					●		
		大気質に係る有害物質等					●		
	騒音・低周波音	騒音	●	●			●	●	
		低周波音					●		
	振動	振動	●	●			●	●	
	悪臭	臭気指数または臭気の濃度					●		
		特定悪臭物質					●		
	水質	公共用水域の水質	生物化学的酸素要求量または化学的酸素要求量					×	
			浮遊物質				◎	×	
			窒素及びりん					×	
			水温						
			水素イオン濃度				◎	×	
			溶存酸素量					×	
			その他の生活環境項目					×	
			健康項目等					×	
		底質	強熱減量						
			過マンガン酸カリウムによる酸素消費量						
		底質に係る有害物質等						×	
		地下水	地下水の水質に係る有害項目						
	水象	河川等の流量、流速及び水位							
		地下水の水位及び水脈							
		温泉及び鉱泉							
		堤防、水門、ダム等の施設							
	土壌	土壌に係る有害項目					●		
	地象	地盤	地盤沈下						
		土地の安定性							
		地形及び地質（重要な地形及び地質を含む。）					×		
	表土の状況及び生産性								
	生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	動物	保全すべき種		●		○		
植物		保全すべき種				○			
		植生及び保全すべき群落					○		
		緑の量					○		
生態系	地域を特徴づける生態系		●		○				
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	景観	景観資源（自然的景観資源及び歴史的景観資源）				×			
		眺望景観				●			
	自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場		●		○	○		
	史跡・文化財	指定文化財等					×		
		埋蔵文化財					○		
	日照障害	日影の状況				●			
	電波障害	電波受信状況				●			
	風害	局所的な風の発生状況							
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき項目	廃棄物等	廃棄物			◎		●		
		残土			◎				
	雨水及び処理水								
	温室効果ガス等	温室効果ガス	●	●			●		
オゾン層破壊物質						×			
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき項目	放射線の量	放射線の量	×	×					

●：標準的に選定する項目。○：事業特性、地域特性により選定する項目。
 ×：標準的に選定する項目または事業特性、地域特性により選定する項目であるが、今回選定しないもの。
 ◎：標準的に選定する項目として設定されていないが、今回選定するもの。

5.3 項目選定の理由及び根拠

(1) 環境影響評価項目の選定理由及び選定しない理由

環境影響評価の項目として選定した理由は表 5.3-1 に、選定しない理由は表 5.3-2 に示すとおりである。

表5.3-1(1) 環境影響評価項目として選定した理由

調査・予測・評価の項目		影響要因の区分	選定した理由
大気質	二酸化窒素または窒素酸化物	工事中	建設機械の稼働に伴う排ガスの発生、資材運搬等の車両の走行に伴う排ガスの発生による窒素酸化物の発生が考えられるため選定する。
		存在・供用時	エネルギー回収型廃棄物処理施設の稼働に伴う煙突からのばい煙の発生、廃棄物運搬車両等の走行に伴う排ガスの発生による窒素酸化物の発生が考えられるため選定する。
	二酸化硫黄または硫黄酸化物	存在・供用時	エネルギー回収型廃棄物処理施設の稼働に伴う煙突からのばい煙の発生による硫黄酸化物の発生が考えられるため選定する。
	浮遊粒子状物質	工事中	資材運搬等の車両の走行に伴う排ガスの発生による浮遊粒子状物質の発生が考えられるため選定する。
		存在・供用時	エネルギー回収型廃棄物処理施設の稼働に伴う煙突からのばい煙の発生、廃棄物運搬車両等の走行に伴う排ガスの発生による浮遊粒子状物質の発生が考えられるため選定する。
	微小粒子状物質	存在・供用時	エネルギー回収型廃棄物処理施設の稼働に伴う煙突からのばい煙の発生、廃棄物運搬車両等の走行に伴う排ガスの発生による微小粒子状物質の発生が考えられるため選定する。
	炭化水素	工事中	資材運搬等の車両の走行に伴う排ガスの発生による炭化水素の発生が考えられるため選定する。
		存在・供用時	廃棄物運搬車両等の走行に伴う排ガスの発生による炭化水素の発生が考えられるため選定する。
	粉じん	工事中	建設機械の稼働による粉じんの発生が考えられるため選定する。
水銀等（水銀及びその化合物）	存在・供用時	エネルギー回収型廃棄物処理施設の稼働に伴う煙突からのばい煙の発生による有害物質（水銀）の発生が考えられるため選定する。	
大気質に係る有害物質等	存在・供用時	エネルギー回収型廃棄物処理施設の稼働に伴う煙突からのばい煙の発生による有害物質（塩化水素、ダイオキシン類）の発生が考えられるため選定する。	
騒音・低周波音	騒音	工事中	建設機械の稼働に伴う建設作業騒音、資材運搬等の車両の走行に伴う道路交通騒音の発生が考えられるため選定する。
		存在・供用時	エネルギー回収型廃棄物処理施設の稼働に伴う工場騒音、廃棄物運搬車両等の走行に伴う道路交通騒音の発生が考えられるため選定する。
	低周波音	存在・供用時	エネルギー回収型廃棄物処理施設の稼働に伴う低周波音の発生が考えられるため選定する。
振動	振動	工事中	建設機械の稼働に伴う建設作業振動、資材運搬等の車両の走行に伴う道路交通振動の発生が考えられるため選定する。

表5.3-1(2) 環境影響評価項目として選定した理由

調査・予測・評価の項目		影響要因の区分	選定した理由
振動	振動	存在・供用時	エネルギー回収型廃棄物処理施設の稼働に伴う工場振動、廃棄物運搬車両等の走行に伴う道路交通振動の発生が考えられるため選定する。
悪臭	臭気指数または臭気の濃度	存在・供用時	エネルギー回収型廃棄物処理施設の稼働に伴う悪臭の発生が考えられるため選定する。
	特定悪臭物質	存在・供用時	エネルギー回収型廃棄物処理施設の稼働に伴う煙突からのばい煙の発生による悪臭の発生が考えられるため選定する。
水質	浮遊物質濃度 水素イオン濃度	工事中	造成等の工事に伴う濁水及びアルカリ排水の発生が考えられるため選定する。
土壌	土壌に係る有害項目	存在・供用時	エネルギー回収型廃棄物処理施設の稼働に伴う煙突からのばい煙の発生及び焼却灰の飛散による有害物質（ダイオキシン類）の土壌への沈降、蓄積が考えられるため選定する。
動物	保全すべき種	工事中	建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事に伴う濁水の発生による保全すべき種の生息環境の変化、改変、消失が考えられるため選定する。
		存在・供用時	エネルギー回収型廃棄物処理施設の存在による保全すべき種の生息環境の変化、改変、消失が考えられるため選定する。
植物	保全すべき種、植生及び保全すべき群落、緑の量	工事中	造成等の工事に伴う濁水の発生による保全すべき種の生育環境の変化、改変、消失、また、植生及び保全すべき群落の改変、消失が考えられるため選定する。
		存在・供用時	エネルギー回収型廃棄物処理施設の存在による保全すべき種の生育環境の変化、改変、消失、また、植生及び保全すべき群落の改変、消失、緑の量の変化が考えられるため選定する。
生態系	地域を特徴づける生態系	工事中	建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事に伴う濁水の発生による地域を特徴づける生態系の変化が考えられるため選定する。
		存在・供用時	エネルギー回収型廃棄物処理施設の存在による地域を特徴づける生態系の変化が考えられるため選定する。
景観	眺望景観	存在・供用時	エネルギー回収型廃棄物処理施設の存在による周辺地域からの眺望景観の変化が考えられるため選定する。
自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場	工事中	建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行による自然とのふれあいの場の利用環境の変化が考えられるため選定する。
		存在・供用時	エネルギー回収型廃棄物処理施設の存在・稼働による自然とのふれあいの場の利用環境の変化が考えられるため選定する。
史跡・文化財	埋蔵文化財	存在・供用時	エネルギー回収型廃棄物処理施設の存在による埋蔵文化財の改変が考えられるため選定する。
日照障害	日影の状況	存在・供用時	エネルギー回収型廃棄物処理施設の存在による日影の状況の変化が考えられるため選定する。
電波障害	電波受信状況	存在・供用時	エネルギー回収型廃棄物処理施設の存在による電波受信状況の変化が考えられるため選定する。
廃棄物等	廃棄物	工事中	造成等の工事に伴う建設廃材等の廃棄物の発生が考えられるため選定する。
		存在・供用時	エネルギー回収型廃棄物処理施設及び余熱利用施設等の稼働に伴う廃棄物の発生が考えられるため選定する。

表5.3-1(3) 環境影響評価項目として選定した理由

調査・予測・評価の項目		影響要因の区分	選定した理由
温室効果ガス等	温室効果ガス	工事中	建設機械の稼働及び資材運搬等の車両の走行に伴う排ガスの発生による温室効果ガス（二酸化炭素等）の発生が考えられるため選定する。
		存在・供用時	エネルギー回収型廃棄物処理施設及び余熱利用施設等の稼働、廃棄物運搬車両等の走行に伴う排ガスの発生による温室効果ガス（二酸化炭素等）の発生が考えられるため選定する。

表5.3-2 環境影響評価項目として選定しない理由

調査・予測・評価の項目		影響要因の区分	選定しない理由
大気質	粉じん	工事中	資材運搬等の車両はタイヤ洗浄を行い、車輪・車体に付着した土砂等を十分除去した後に退出すること、一般公道においてはアスファルト舗装面を走行することから土砂等の巻き上げはほとんどないこと、自動車排ガスに由来する粉じんは浮遊粒子状物質として調査・予測・評価することから選定しない。
		存在・供用時	廃棄物運搬車両等は、一般公道においてはアスファルト舗装面を走行することから土砂等の巻き上げはほとんどないこと、自動車排ガスに由来する粉じんは浮遊粒子状物質として調査・予測・評価することから選定しない。
水質	生物化学的酸素要求量または化学的酸素要求量、浮遊物質、窒素及びりん、水素イオン濃度、溶存酸素量、その他の生活環境項目、健康項目等、底質に係る有害物質等	存在・供用時	エネルギー回収型廃棄物処理施設の稼働によって発生するプラント排水及び生活排水は、排水処理設備で処理し施設内で再利用することにより公共用水域へは排出しないため、選定しない。
地象	地形及び地質（重要な地形及び地質を含む。）	存在・供用時	対象事業実施区域及びその周辺は平坦地であり、既存の敷地内において建て替える計画であることから、土地の改変は小さいため選定しない。
景観	景観資源（自然的景観資源及び歴史的景観資源）	存在・供用時	対象事業実施区域及びその周辺には、対象事業実施区域周辺を眺望対象とする景観資源が存在しないため選定しない。
史跡・文化財	指定文化財等	存在・供用時	対象事業実施区域及びその周辺には、指定文化財及びそれに準ずる史跡・文化財等は存在しないため選定しない。
温室効果ガス等	オゾン層破壊物質	存在・供用時	フロン等のオゾン層破壊物質を含む廃棄物を処理する計画はなく、フロン等が発生するおそれはないと考えられるため選定しない。
放射線の量	放射線の量	工事中	対象事業実施区域周辺における空間放射線量率の測定結果は低い値で推移しており、また、工事中は粉じん等の飛散防止対策や土砂等の流出防止対策を実施することから、周辺地域に拡散・流出するおそれはないと考えられるため選定しない。

第6章 調査方法

6.1 大気質

(1) 調査

ア 調査内容

工事中の建設機械の稼働及び資材運搬等の車両の走行、供用後の施設の稼働及びごみ収集車両の走行に伴う大気質の影響を予測・評価するための調査内容は、表 6.1-1 に示すとおりである。

表 6.1-1 調査内容

調査内容	
大気質の状況	<ul style="list-style-type: none">・一般環境大気質の状況 (二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、塩化水素、水銀、ダイオキシン類及び降下ばいじんの量)・沿道環境大気質の状況 (二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質及び炭化水素)
気象の状況	<ul style="list-style-type: none">・風向・風速、大気安定度(日射量、放射収支量)、気温・湿度
道路交通の状況	<ul style="list-style-type: none">・道路の構造、交通量等
大気の移流、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況	
その他の予測・評価に必要な事項	<ul style="list-style-type: none">・既存の発生源(固定発生源、移動発生源)の状況・学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況

イ 調査方法、調査地域・地点、調査期間・頻度

調査は、表 6.1-2 に示すとおり、既存資料の収集及び現地調査により行う。また、現地調査地点は、表 6.1-3 及び図 6.1-1 に示すとおりとする。

表 6.1-2(1) 調査方法

調査項目		現地調査			既存資料 調査
		調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等	
大気質の状況	二酸化窒素	「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年、環境庁告示第38号)に定める方法	1.調査地域 事業の実施により大気質への影響が及ぶおそれがあると想定される地域とし、対象事業実施区域及びその周囲とする。	1.調査時期及び回数 年間の大気の状態を代表する時期として4季 2.調査期間 7日間連続	下記測定局の既存測定結果を過去5年間分について収集、整理する。 [一般局] ・熊谷 ・深谷 [自排局] ・熊谷肥塚自排 ・深谷原郷自排
	二酸化硫黄	「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年、環境庁告示第25、35号)に定める方法			
	浮遊粒子状物質	「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年、環境庁告示第38号)に定める方法	2.調査地点		
	微小粒子状物質	「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」(平成21年、環境省告示第33号)に定める方法	(1)一般環境大気質 対象事業実施区域内1地点及びその周囲の住宅地付近4地点とする。 (2)沿道環境大気質		
	炭化水素	「環境大気中の鉛・炭化水素の測定について」(昭和52年、環大企第61号)に定める方法	資材運搬等の車両及びごみ収集車両等の主要な走行経路上の1地点とする。 注)沿道環境大気質は、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、炭化水素のみとする。		

表 6.1-2(2) 調査方法

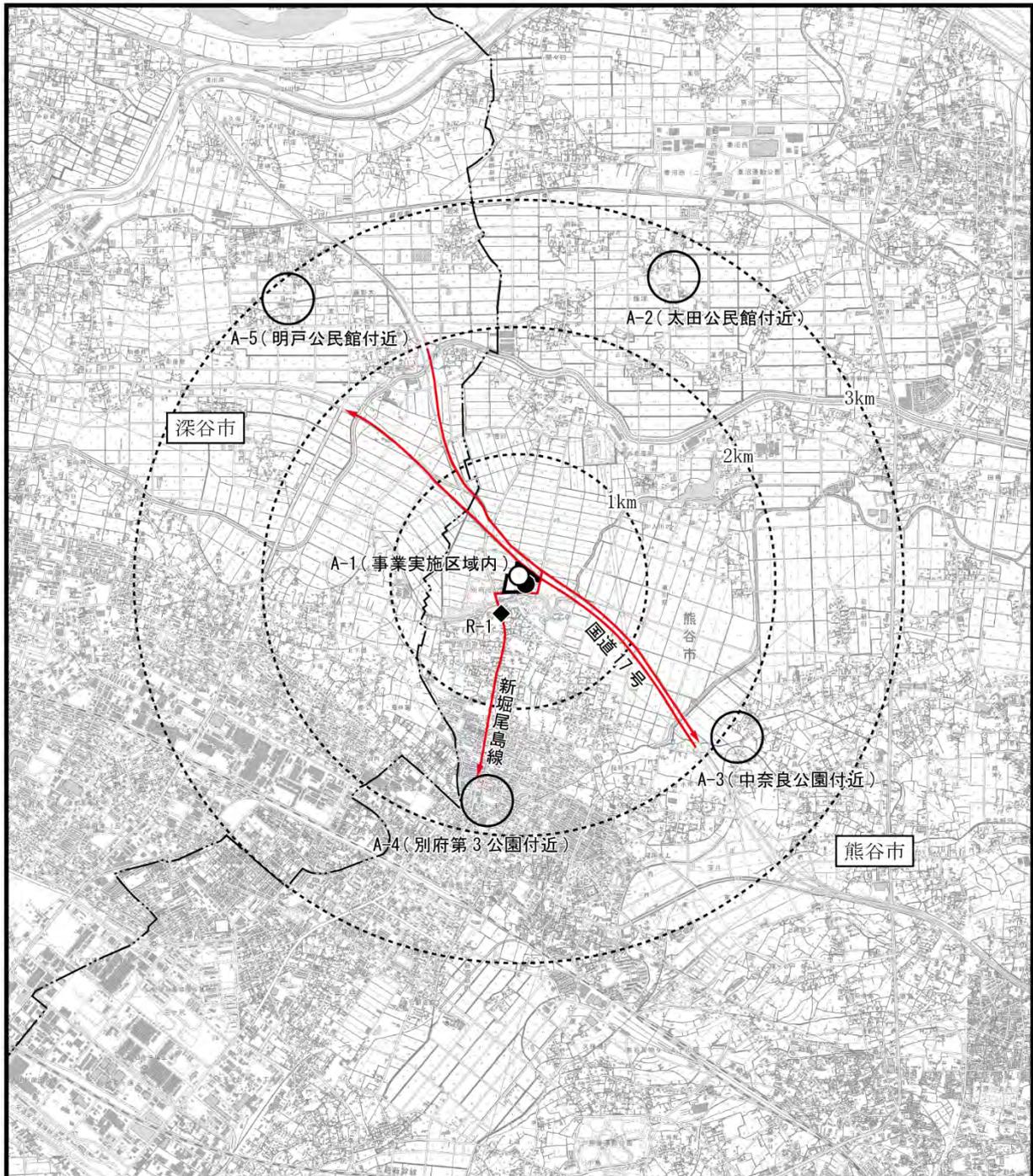
調査項目		現地調査			既存資料 調査
		調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等	
大気質の状況	塩化水素	「大気汚染物質測定法指針」(昭和63年、環境庁)に定める方法	1.調査地域 事業の実施により大気質への影響が及ぶおそれがあると想定される地域とし、対象事業実施区域及びその周囲とする。 2.調査地点 (1)一般環境大気質対象事業実施区域内1地点及びその周囲の住宅地付近4地点とする。 注) 降下ばいじんは、対象事業実施区域内1地点のみの測定とする。	1. 調査時期及び回数 年間の大気の状態を代表する時期として4季 2.調査期間 7日間連続	下記測定局の既存測定結果を過去5年間分について収集、整理する。 [一般局] ・熊谷 ・深谷 [自排局] ・熊谷肥塚自排 ・深谷原郷自排
	ダイオキシン類	「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」(平成11年、環境庁告示第68号)に定める方法			
	水銀	「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」(平成23年、環境省)に定める方法			
	降下ばいじん	ダストジャー法衛生試験法(日本薬学会)に定める方法			
気象の状況	地上気象 ・風向・風速 ・気温・湿度 ・日射量 ・放射収支量	「地上気象観測指針」(平成14年、気象庁)及び「環境大気常時監視マニュアル第4版」に定める方法	1.調査地域 大気質の状況と同じ地域とする。 2.調査地点 対象事業実施区域内1地点とする。	1. 調査時期及び回数 1年間の通年	下記観測所の既存測定結果の過去11年間分について収集、整理する。 ・熊谷地方気象観測所
	上層気象 ・風向・風速 ・気温	「高層気象観測指針」(平成16年、気象庁)に定める方法			

表 6.1-2(3) 調査方法

調査項目		現地調査			既存資料 調査
		調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等	
道路交通の状況	交通量 走行速度	交通量は、車種別(大型車、小型車、自動二輪車)・方向別にカウンターにて計数する方法 走行速度は、1時間毎に一定区間を通過する時間をストップウォッチで計時する方法	1.調査地域 事業の実施により沿道環境大気質への影響が及ぶおそれがあると想定される地域とし、対象事業実施区域及びその周囲とする。 2.調査地点 資材運搬等の車両及びごみ収集車両の主要な走行経路上の1地点とする。	1.調査時期及び回数 平日・休日(土曜日の代表的な)1日各1回 2.調査期間 6時～翌6時(24時間)	下記の既存測定結果を収集、整理する。 ・全国道路・街路交通情勢調査等
	道路構造	道路構造は、目視及びメジャーを用いる方法		1.調査時期及び回数 任意の時期に1回	
大気の流れ、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況		現地踏査による方法	1.調査地域 大気質の状況と同じ地域とする。	1.調査時期及び回数 任意の時期に1回	地形図、土地利用現況図、住宅地図等の最新資料の収集、整理による。
その他の事項	既存の発生源の状況 学校、病院その他の環境保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況				

表 6.1-3 調査地点

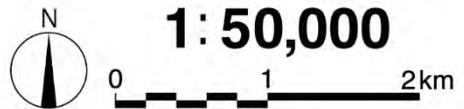
区分	No.	調査対象地等	調査項目	選定理由等
一般環境 大気質	A-1	対象事業実施区域内	二酸化窒素 二酸化硫黄 浮遊粒子状物質 微小粒子状物質 塩化水素 ダイオキシン類 水銀 降下ばいじん(A-1のみ)	対象事業実施区域の代表的な一般環境を把握する地点として選定する。
	A-2	対象事業実施区域の北東側住宅地(熊谷市：太田公民館付近)		対象事業実施区域の北東側の住宅地となる地点として選定する。
	A-3	対象事業実施区域の南東側住宅地(熊谷市：中奈良公園付近)		対象事業実施区域の南東側の住宅地となる地点として選定する。
	A-4	対象事業実施区域の南側住宅地(熊谷市：別府第3公園付近)		対象事業実施区域の南側の住宅地となる地点として選定する。
	A-5	対象事業実施区域の北西側住宅地(深谷市：明戸公民館付近)		対象事業実施区域の北西側の住宅地となる地点として選定する。
沿道環境 大気質	R-1	新堀尾島線沿道	二酸化窒素 浮遊粒子状物質 微小粒子状物質 炭化水素 道路交通の状況	対象事業実施区域及びその周囲の主要な幹線道路であり、資材運搬等の車両、ごみ収集車両等の主要な走行経路上になると想定される地点として選定する。 なお、国道17号深谷バイパス沿道には保全対象がほとんど存在しないこと、一般車両交通量(38,470台/日)に占める廃棄物運搬車両等の割合は2%未満と少ないことから調査地点は設定しない。
地上気象	A-1	対象事業実施区域内	風向・風速 気温・湿度 日射量、 放射収支量	対象事業実施区域の代表的な一般環境を把握する地点として選定する。
上層気象	A-1	対象事業実施区域内	風向・風速 気温	対象事業実施区域及びその周囲の代表的な上層気象を把握する地点として選定する。



凡 例

- : 対象事業実施区域
- : 市 界
- : 一般環境大気質調査地点
- : 地上気象、上層気象調査地点
- ◆ : 沿道環境大気質調査地点
- ↔ : 資材運搬等の車両、
ごみ収集車両等の主要な走行ルート

図 6.1-1 大気質、気象の現地調査地点図



この地図は、国土地理院発行の電子地形図2万5千分の1を使用したものである。

(2) 予測

ア 予測内容

予測内容は、表 6.1-4 に示すとおりである。

表 6.1-4 予測内容

予測内容		
工事	建設機械の稼働	二酸化窒素、粉じん
	資材運搬等の車両の走行	二酸化窒素、浮遊粒子状物質、炭化水素
存在・供用	施設の稼働	二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、塩化水素 ダイオキシン類、水銀
	自動車等の走行	二酸化窒素、浮遊粒子状物質、炭化水素

イ 予測方法、予測地域・地点、予測対象時期等

予測方法等は、表 6.1-5 に示すとおりである。

表 6.1-5(1) 予測手法等

予測項目		予測方法	予測地域・予測地点	予測対象時期等
工事	建設機械の稼働	二酸化窒素 粉じん	1.予測地域 調査地域と同様とする。 2.予測地点 現地調査地点及び最大着地濃度地点とする。	本施設の建設工事及び現有施設の解体工事による環境負荷が最大となる時期
	資材運搬等の車両の走行	二酸化窒素 浮遊粒子状物質 炭化水素	1.予測地域 調査地域と同様とする。 2.予測地点 現地調査地点とする。	本施設の建設工事及び現有施設の解体工事による環境負荷が最大となる時期
		工事計画から想定される建設機械の種類、稼働台数等を設定し、大気拡散式(プルーム・パフ式等)に基づく理論計算を用いて定量的に予測する。 工事計画及び環境保全配慮事項等を勘案して定性的に予測する。または、「道路環境影響評価の技術手法」等を用いて定量的に予測する。		

注)微小粒子状物質については、発生源や大気中の動態等の仕組みが解明されておらず、公に認知された予測手法がないため、現地調査のみ実施することとし、予測は実施しないこととする。

表 6.1-5(2) 予測手法等

予測項目		予測方法	予測地域・予測地点	予測対象時期等	
存在・供用	施設の稼働	二酸化窒素 二酸化硫黄 浮遊粒子状物質 塩化水素 ダイオキシン類 水銀	エネルギー回収型廃棄物処理施設の煙突排ガス諸元をもとに大気拡散式(プルーム・パフ式等)に基づく理論計算を用いて定量的に予測する。	1.予測地域 調査地域と同様とする。 2.予測地点 現地調査地点及び最大着地濃度地点とする。	エネルギー回収型廃棄物処理施設の稼働が定常状態となる時期
	自動車等の走行	二酸化窒素 浮遊粒子状物質 炭化水素	供用後に想定されるごみ収集車両の台数を設定し、大気拡散式(プルーム・パフ式等)に基づく理論計算を用いて定量的に予測する。	1.予測地域 調査地域と同様とする。 2.予測地点 現地調査地点とする。	エネルギー回収型廃棄物処理施設の稼働が定常状態となる時期及び現有施設の解体工事と重なり環境負荷が最も大きくなる時期

注)微小粒子状物質については、発生源や大気中の動態等の仕組みが解明されておらず、公に認知された予測手法がないため、現地調査のみ実施することとし、予測は実施しないこととする。

(3) 評価

ア 評価方法

評価の手法は、表 6.1-6 に示すとおりである。

表 6.1-6 評価方法

評価の手法	
回避・低減に係る評価	周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。
基準又は目標との整合に係る評価	以下の基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。 <ul style="list-style-type: none">・「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年7月、環境庁告示第38号)に基づく環境基準・「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年5月、環境庁告示第25号)に基づく環境基準・「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準」(平成11年12月、環境庁告示第68号)に基づく環境基準・「大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準の改定等について」(昭和52年6月、環大規第136号)における塩化水素の指針値・「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第七次答申)(平成15年7月、中環審第143号)」におけるガス状水銀の指針値・「光化学オキシダント生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針について(答申)」(昭和51年8月、中央公害対策審議会)」における非メタン炭化水素の指針値

イ 環境の保全に関する方針

環境の保全に関する方針は、表 6.1-7 に示すとおりである。

表 6.1-7 環境の保全に関する配慮方針

工事	建設機械の稼働	<ul style="list-style-type: none"> ・建設機械は実行可能な範囲で、排出ガス対策型の機種を使用する。 ・建設機械の集中稼働ができるだけ生じないような工事計画を検討する。 ・建設機械の整備を適切に実施し、性能の維持に努める。 ・建設機械の不必要な空ぶかしや過負荷運転の抑制に努める。 ・敷地境界には工事用仮囲い等を設置するほか、適宜、散水等を実施し、粉じん等の飛散防止を図る。
	資材運搬等の車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> ・資材運搬等の車両は実行可能な範囲で、排出ガス規制適合車及び低燃費車、九都県市粒子状物質減少装置装着適合車等の低公害車を使用する。 ・資材運搬等の車両は、原則として日曜日・祝日は走行せず、早朝に資材等を搬入しなければならない場合を除き、走行時間は午前8時から午後5時までの運行計画とする。 ・資材運搬等の車両が、特定の日時・場所に集中しないよう計画的な運行管理に努める。 ・資材運搬等の車両の不必要な空ぶかしの抑制やアイドリングストップに努める。 ・資材運搬等の車両のタイヤに付着した泥・土の飛散を防止するために、工事関係車両出入口付近にて水洗いを行う。
存在・供用	施設の稼働	<ul style="list-style-type: none"> ・「大気汚染防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に規定する規制基準を遵守するとともに、自主規制値を設定し、モニタリングを実施し、適正な運転・管理を行う。 ・排出ガス処理施設を設置し、適正な運転・管理を行う。 ・燃焼温度、ガス滞留時間等の管理により、安定燃焼の確保に努め、ダイオキシン類の再合成防止を図り、モニタリングを実施し、適正な運転・管理を行う。
	自動車等の走行	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ収集車両は、原則として土曜日・日曜日は走行せず、走行時間は午前8時から午後5時までの運行計画とする。 ・ごみ収集車両は実行可能な範囲で、排出ガス規制適合車及び低燃費車、九都県市粒子状物質減少装置装着適合車等の低公害車を使用する。 ・ごみ収集車両については、十分な点検・整備を行い、急発進や急加速を避けるなど、適正な走行に努める。 ・ごみ収集車両の不必要な空ぶかしの抑制やアイドリングストップに努める。

6.2 騒音・低周波音

(1) 調査

ア 調査内容

工事中の建設機械の稼働及び資材運搬等の車両の走行、供用後の施設の稼働及びごみ収集車両の走行に伴う騒音・低周波音の影響を予測・評価するための調査内容は、表 6.2-1 に示すとおりである。

表 6.2-1 調査内容

調査内容	
騒音及び低周波音の状況	・環境騒音、道路交通騒音 ・低周波音(G 特性音圧レベル、1/3 オクターブバンド音圧レベル)
道路交通の状況	・道路の構造、交通量等
音の伝ばに影響を及ぼす地形・地物の状況	
その他の予測・評価に必要な事項	・既存の発生源(固定発生源、移動発生源)の状況 ・学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況

イ 調査方法、調査地域・地点、調査期間・頻度

調査は、表 6.2-2 に示すとおり、既存資料の収集及び現地調査により行う。また、現地調査地点は、表 6.2-3 及び図 6.2-1 に示すとおりとする。

表 6.2-2(1) 調査方法

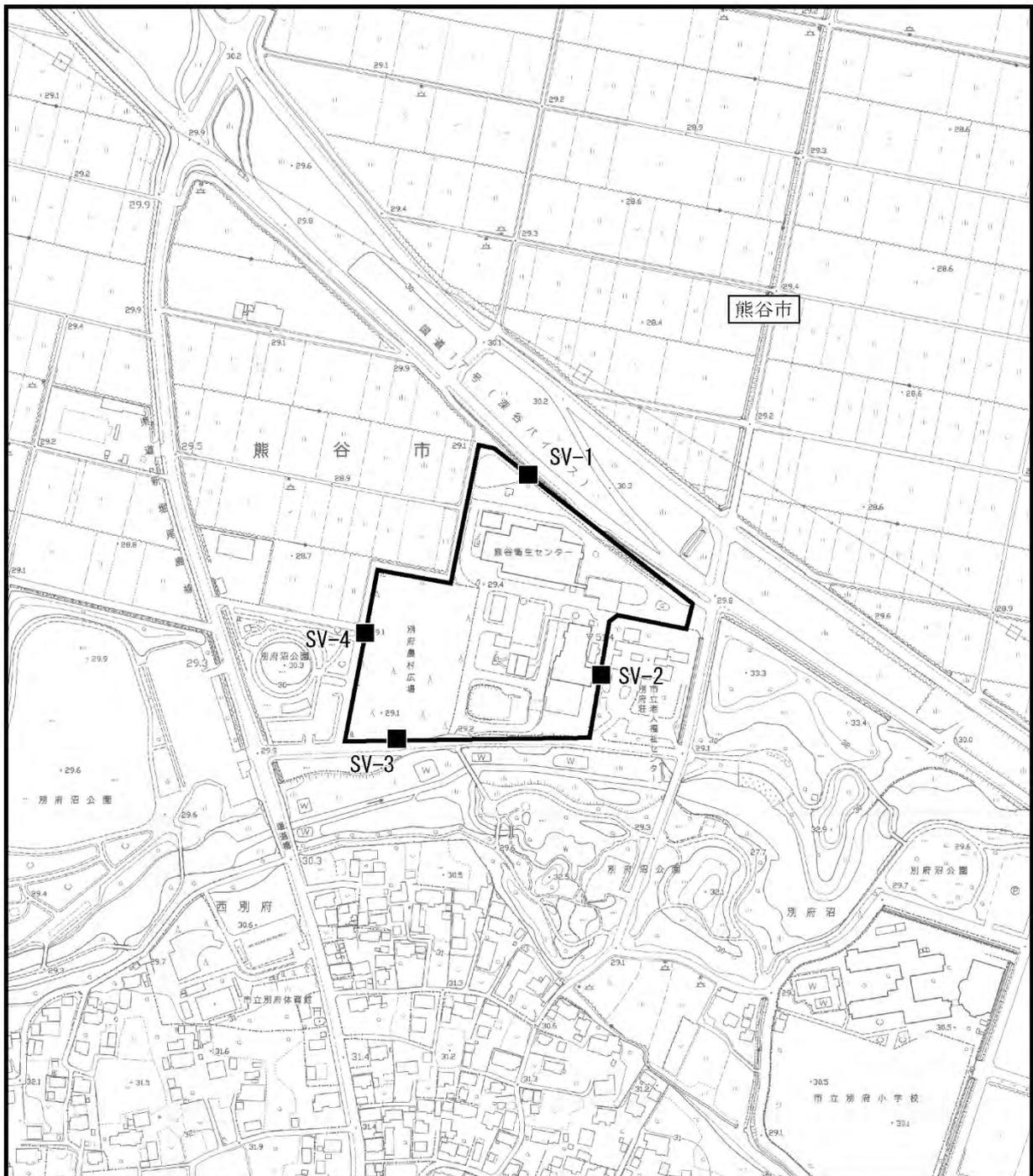
調査項目	現地調査			既存資料調査	
	調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等		
騒音及び低周波音の状況	環境騒音	「特定工場において発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年11月、厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示1号)に定める測定方法	1.調査地域 事業の実施により環境騒音への影響が及ぶおそれがあると想定される地域とし、対象事業実施区域及びその周囲とする。 2.調査地点 対象事業実施区域の敷地境界4地点とする。	1.調査時期及び回数 平日・休日の代表的な1日各1回 2.調査期間 24時間連続	下記の既存測定結果を収集、整理する。 ・埼玉県騒音調査結果
	道路交通騒音	「騒音に係る環境基準について」(平成10年、環境庁告示第64号)に定める方法	1.調査地域 事業の実施により道路交通騒音への影響が及ぶおそれがあると想定される地域とし、対象事業実施区域及びその周囲とする。 2.調査地点 資材運搬等の車両及びごみ収集車両の主要な走行経路上の1地点とする。	1.調査時期及び回数 平日・休日(土曜日の代表的な1日各1回 2.調査期間 6時～22時	
	低周波音 (G特性音圧レベル、1/3オクターブバンド音圧レベル)	「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(平成12年、環境庁)に定める方法	1.調査地域 事業の実施により低周波音への影響が及ぶおそれがあると想定される地域とし、対象事業実施区域及びその周囲とする。 2.調査地点 環境騒音の敷地境界と同じ4地点とする。	1.調査時期及び回数 平日・休日の代表的な1日各1回 2.調査期間 24時間連続	

表 6.2-2(2) 調査方法

調査項目		現地調査			既存資料 調査
		調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等	
道路交通の状況	交通量 走行速度	交通量は、車種別(大型車、小型車、自動二輪車)・方向別にカウンターにて計数する方法 走行速度は、1時間毎に一定区間を通過する時間をストップウォッチで計時する方法	1.調査地域 道路交通騒音と同じ地域とする。 2.調査地点 道路交通騒音と同じ1地点とする。	1.調査時期及び回数 平日・休日(土曜日の代表的な1日各1回 2.調査期間 6時～22時	下記の既存測定結果を収集、整理する。 ・全国道路・街路交通情勢調査等
	道路構造	道路構造は、目視及びメジャーを用いる方法		1.調査時期及び回数 任意の時期に1回	
音の伝播に影響を及ぼす地形・地物の状況	現地踏査による方法		1.調査地域 環境騒音、道路交通騒音及び低周波音と同じ地域とする。	1.調査時期及び回数 任意の時期に1回	地形図、土地利用現況図、住宅地図等の最新資料の収集、整理による。
その他の事項	既存の発生源の状況 学校、病院その他の環境保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況				

表 6.2-3 調査地点

区分	No.	調査対象地等	調査項目	選定理由等
環境騒音・ 低周波音	SV-1	対象事業実施区域の 北側敷地境界	環境騒音 低周波音	対象事業実施区域の環境騒音又は低周波音を代表する地点として、北側敷地境界を選定する。
	SV-2	対象事業実施区域の 東側敷地境界		対象事業実施区域の環境騒音又は低周波音を代表する地点として、東側敷地境界を選定する。
	SV-3	対象事業実施区域の 南側敷地境界		対象事業実施区域の環境騒音又は低周波音を代表する地点として、南側敷地境界を選定する。
	SV-4	対象事業実施区域の 西側敷地境界		対象事業実施区域の環境騒音又は低周波音を代表する地点として、西側敷地境界を選定する。
道路交通騒音	R-1	県道新堀尾島線沿道	道路交通騒音 道路交通の状況	対象事業実施区域及びその周囲の主要な幹線道路であり、資材運搬等の車両、ごみ収集車両等の主要な走行経路上になると想定される地点として選定する。

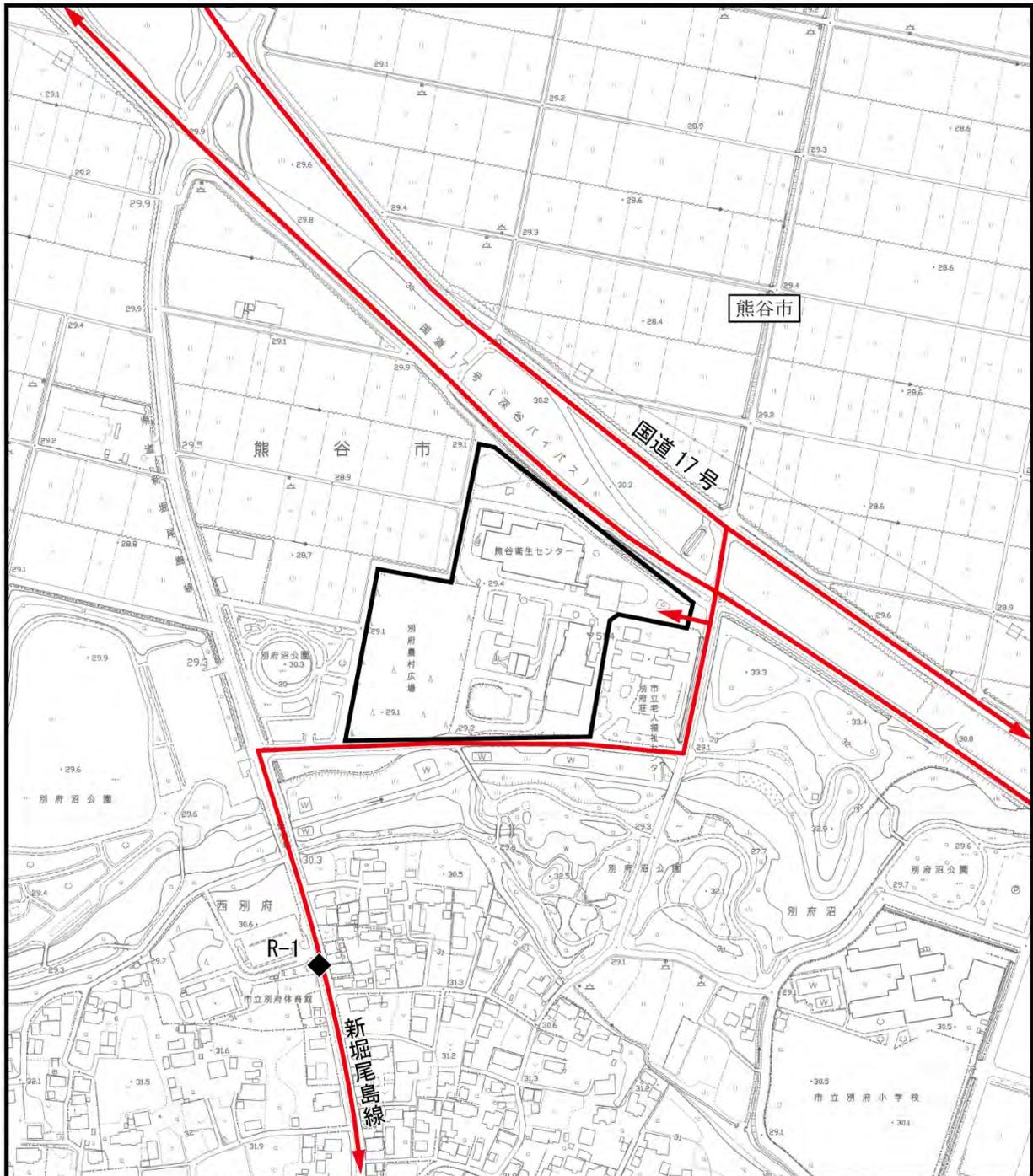


凡 例 図 6.2-1(1) 環境騒音・振動、低周波音の現地調査地点図

- : 対象事業実施区域
- : 一般環境調査地点（騒音・振動・低周波音）



この地図は、国土地理院発行の電子地形図2千5百分の1を使用したものである。



凡例

図 6.2-1(2) 道路交通騒音・振動、交通量の現地調査地点図

- : 対象事業実施区域
- ◆ : 道路交通騒音・振動、交通量調査地点
- : 資材運搬等の車両、ごみ収集車両等の主要な走行ルート



この地図は、国土地理院発行の電子地形図2千5百分の1を使用したものである。

(2) 予測

ア 予測内容

予測内容は、表 6.2-4 に示すとおりである。

表 6.2-4 予測内容

予測内容		
工事	建設機械の稼働	建設作業騒音レベル
	資材運搬等の車両の走行	道路交通騒音レベル
存在・供用	施設の稼働	施設騒音レベル、低周波音圧レベル
	自動車等の走行	道路交通騒音レベル

イ 予測方法、予測地域・地点、予測対象時期等

予測方法等は、表 6.2-5 に示すとおりである。

表 6.2-5(1) 予測手法等

予測項目		予測方法	予測地域・予測地点	予測対象時期等
工事	建設作業 騒音レベル	工事計画から想定される建設機械の種類、稼働台数、配置等を設定し、音の伝搬理論式を用いて定量的に予測する。	1.予測地域 調査地域と同様とする。 2.予測地点 敷地境界及び環境騒音の現地調査地点とする。	本施設の建設工事及び現有施設の解体工事による環境負荷が最大となる時期
	資材運搬等の車両の走行 騒音レベル	工事計画から想定される資材運搬等の車両台数を設定し、日本音響学会の道路交通騒音予測モデル(ASJ RTN Model2018)を用いて定量的に予測する。	1.予測地域 調査地域と同様とする。 2.予測地点 現地調査地点とする。	本施設の建設工事及び現有施設の解体工事による環境負荷が最大となる時期

表 6.2-5(2) 予測手法等

予測項目		予測方法	予測地域・予測地点	予測対象時期等
存在・供用	施設 騒音レベル	エネルギー回収型廃棄物処理施設の施設計画から想定される騒音の発生源の位置・音源条件を設定し、音の伝搬理論式を用いて定量的に予測する。	1.予測地域 調査地域と同様とする。 2.予測地点	エネルギー回収型廃棄物処理施設の稼働が定常状態となる時期
	低周波音 音圧レベル	現地調査結果により、既存施設の低周波音の発生状況を把握し、施設計画から想定される低周波音の発生源条件と既存施設の発生源条件を比較し、定性的に予測する。	敷地境界及び環境騒音の現地調査地点とする。	
	自動車等の走行 道路交通騒音レベル	供用後に想定されるごみ収集車両の台数と現地調査結果等から設定する交通条件等を基に、日本音響学会の道路交通騒音予測モデル(ASJ RTN Model2018)を用いて定量的に予測する。	1.予測地域 調査地域と同様とする。 2.予測地点 現地調査地点とする。	エネルギー回収型廃棄物処理施設の稼働が定常状態となる時期及び現有施設の解体工事と重なり環境負荷が最も大きくなる時期

(3) 評価

ア 評価方法

評価の手法は、表 6.2-6 に示すとおりである。

表 6.2-6 評価方法

評価の手法	
回避・低減に係る評価	周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。
基準又は目標との整合に係る評価	以下の基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。 <ul style="list-style-type: none"> ・「騒音規制法」(昭和43年6月、法律第98号)に基づく特定建設作業に係る規制基準 ・「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月、環境庁告示第64号)に基づく環境基準 ・「騒音規制法」(昭和43年6月、法律第98号)及び「埼玉県生活環境保全条例」(平成13年7月、条例第57号)に基づく特定工場等に係る規制基準 ・「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(平成12年10月、環境庁大気保全局)に示された科学的知見

イ 環境の保全に関する方針

環境の保全に関する方針は、表 6.2-7 に示すとおりである。

表 6.2-7 環境の保全に関する配慮方針

工 事	建設機械の稼働	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設機械は実行可能な範囲で、低騒音型の機種を使用する。 ・ 建設機械の集中稼働ができるだけ生じないような工事計画を検討する。 ・ 建設機械の整備を適切に実施し、性能の維持に努める。 ・ 建設機械の不必要な空ぶかしや過負荷運転の抑制に努める。 ・ 敷地境界又は工事区域の境界上に、工事用仮囲い等を設置し、騒音の伝播防止を図る。
	資材運搬等の車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資材運搬等の車両は、原則として日曜日・祝日は走行せず、早朝に資材等を搬入しなければならない場合を除き、走行時間は午前8時から午後5時までの運行計画とする。 ・ 資材運搬等の車両が、特定の日時・場所に集中しないよう計画的な運行管理に努める。 ・ 資材運搬等の車両の不必要な空ぶかしの抑制やアイドリングストップに努める。
存 在 ・ 供 用	施設の稼働	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設備機器は実行可能な範囲で、低騒音型の機種を採用する。 ・ 設備機器は実行可能な範囲で、地下や建築物内に配置し、騒音の施設外部への伝播の防止に努める。 ・ 建築物等による音の反射や敷地境界までの距離に応じ、吸排気口の位置に留意して、設備機器の配置を検討する。 ・ 各設備は、定期点検を実施し、常に正常な運転を行うように維持管理を徹底する。 ・ 敷地境界における騒音の自主規制値として、「騒音規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」において規定される第2種区域の規制基準値を適用する。
	自動車等の走行	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ収集車両は、原則として土曜日・日曜日は走行せず、走行時間は午前8時から午後5時までの運行計画とする。 ・ ごみ収集車両については、十分な点検・整備を行い、急発進や急加速を避けるなど、適正な走行に努める。 ・ ごみ収集車両の不必要な空ぶかしの抑制やアイドリングストップに努める。

6.3 振動

(1) 調査

ア 調査内容

工事中の建設機械の稼働及び資材運搬等の車両の走行、供用後の施設の稼働及びごみ収集車両の走行に伴う振動の影響を予測・評価するための調査内容は、表 6.3-1 に示すとおりである。

表 6.3-1 調査内容

調査内容	
振動の状況	・環境振動、道路交通振動
道路交通の状況	・道路の構造、交通量等
振動の伝ばに影響を及ぼす地質・地盤の状況	
その他の予測・評価に必要な事項	・既存の発生源(固定発生源、移動発生源)の状況 ・学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況

イ 調査方法、調査地域・地点、調査期間・頻度

調査は、表 6.3-2 に示すとおり、既存資料の収集及び現地調査により行う。また、現地調査地点は騒音と同様とし、表 6.3-3 及び前掲図 6.2-1 (6-15～6-16 ページ) に示すとおりとする。

表 6.3-2(1) 調査方法

調査項目	現地調査			既存資料 調査	
	調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等		
振動の 状況	環境振動	「振動レベル測定法」(JIS Z8735)及び「振動規制法施行規則」(昭和51年、総理府令第58号)に定める方法	1.調査地域 事業の実施により環境振動への影響が及ぶおそれがあると想定される地域とし、対象事業実施区域及びその周囲とする。 2.調査地点 対象事業実施区域の敷地境界4地点とし、環境騒音と同じ地点とする。	1.調査時期及び回数 平日・休日の代表的な1日各1回 2.調査期間 24時間連続	下記の既存測定結果を収集、整理する。 ・埼玉県振動調査結果
	道路交通振動		1.調査地域 事業の実施により道路交通振動への影響が及ぶおそれがあると想定される地域とし、対象事業実施区域及びその周囲とする。 2.調査地点 資材運搬等の車両及びごみ収集車両の主要な走行経路上の1地点とし、道路交通騒音と同じ地点とする。	1.調査時期及び回数 平日・休日(土曜日の代表的な1日各1回) 2.調査期間 7時～19時	
	地盤卓越振動数	「道路環境影響評価の技術手法 平成24年度版」(平成25年、国土技術政策総合研究所資料第714号)に定める測定方法(大型車の単独走行時10台分)	道路交通振動の調査地点と同様とする。	1.調査時期及び回数 道路交通振動の調査と同じ 2.調査期間 任意の時間	—

表 6.3-2(2) 調査方法

調査項目		現地調査			既存資料 調査
		調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等	
道路交通の状況	交通量 走行速度	交通量は、車種別(大型車、小型車、自動二輪車)・方向別にカウンターにて計数する方法 走行速度は、1時間毎に一定区間を通過する時間をストップウォッチで計時する方法	1.調査地域 道路交通振動と同じ地域とする。 2.調査地点 道路交通振動と同じ1地点とする。	1.調査時期及び回数 平日・休日(土曜日の代表的な1日各1回 2.調査期間 7時～19時	下記の既存測定結果を収集、整理する。 ・全国道路・街路交通情勢調査等
	道路構造	道路構造は、目視及びメジャーを用いる方法		1.調査時期及び回数 任意の時期に1回	
振動の伝播に影響を及ぼす地質・地盤の状況	既存の発生源の状況	現地踏査による方法	1.調査地域 環境騒音、道路交通騒音及び低周波音と同じ地域とする。	1.調査時期及び回数 任意の時期に1回	地形図、土地利用現況図、住宅地図等の最新資料の収集、整理による。
その他の事項	学校、病院その他の環境保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況				

表 6.3-3 調査地点

区分	No.	調査対象地等	調査項目	選定理由等
環境振動	SV-1	対象事業実施区域の北側敷地境界	環境振動	対象事業実施区域の環境振動を代表する地点として、北側敷地境界を選定する。
	SV-2	対象事業実施区域の東側敷地境界		対象事業実施区域の環境振動を代表する地点として、東側敷地境界を選定する。
	SV-3	対象事業実施区域の南側敷地境界		対象事業実施区域の環境振動を代表する地点として、南側敷地境界を選定する。
	SV-4	対象事業実施区域の西側敷地境界		対象事業実施区域の環境振動を代表する地点として、西側敷地境界を選定する。
道路交通振動	R-1	新堀尾島線沿道	道路交通振動 地盤卓越振動数 道路交通の状況	対象事業実施区域及びその周囲の主要な幹線道路であり、資材運搬等の車両、ごみ収集車両等の主要な走行経路上になると想定される地点として選定する。

(2) 予測

ア 予測内容

予測内容は、表 6.3-4 に示すとおりである。

表 6.3-4 予測内容

予測内容		
工事	建設機械の稼働	建設作業振動レベル
	資材運搬等の車両の走行	道路交通振動レベル
存在・供用	施設の稼働	施設振動レベル
	自動車等の走行	道路交通振動レベル

イ 予測方法、予測地域・地点、予測対象時期等

予測方法等は、表 6.3-5 に示すとおりである。

表 6.3-5(1) 予測手法等

予測項目		予測方法	予測地域・予測地点	予測対象時期等
工事	建設作業 振動レベル	工事計画から想定される建設機械の種類、稼働台数、配置等を設定し、振動の伝搬理論式を用いて定量的に予測する。	1.予測地域 調査地域と同様とする。 2.予測地点 敷地境界及び環境騒音の現地調査地点とする。	本施設の建設工事及び現有施設の解体工事による環境負荷が最大となる時期
	資材運搬等の車両の走行 振動レベル	工事計画から想定される資材運搬等の車両台数を設定し車両台数を設定し、「道路環境影響評価の技術手法」の道路交通振動予測式を用いて定量的に予測する。	1.予測地域 調査地域と同様とする。 2.予測地点 現地調査地点とする。	本施設の建設工事及び現有施設の解体工事による環境負荷が最大となる時期

表 6.3-5(2) 予測手法等

予測項目		予測方法	予測地域・予測地点	予測対象時期等
存在・供用	施設の稼働 施設振動レベル	エネルギー回収型廃棄物処理施設の施設計画から想定される振動の発生源の位置・条件を設定し、振動の伝搬理論式を用いて定量的に予測する。	1.予測地域 調査地域と同様とする。 2.予測地点 敷地境界及び環境振動の現地調査地点とする。	エネルギー回収型廃棄物処理施設の稼働が定常状態となる時期
	自動車等の走行 道路交通振動レベル	供用後に想定されるごみ収集車両の台数と現地調査結果等から設定する交通条件等を基に、と現地調査結果等から設定する交通条件等を基に、「道路環境影響評価の技術手法」の道路交通振動予測式を用いて定量的に予測する。	1.予測地域 調査地域と同様とする。 2.予測地点 現地調査地点とする。	エネルギー回収型廃棄物処理施設の稼働が定常状態となる時期及び現有施設の解体工事と重なり環境負荷が最も大きくなる時期

(3) 評価

ア 評価方法

評価の手法は、表 6.3-6 に示すとおりである。

表 6.3-6 評価方法

評価の手法	
回避・低減に係る評価	周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。
基準又は目標との整合に係る評価	以下の基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。 ・「振動規制法」(昭和51年6月、法律第64号)に基づく特定建設作業に係る規制基準 ・「振動規制法」(昭和51年6月、法律第64号)に基づく道路交通振動の要請限度 ・「振動規制法」(昭和51年6月、法律第64号)及び「埼玉県生活環境保全条例」(平成13年7月、条例第57号)に基づく特定工場等に係る規制基準

イ 環境の保全に関する方針

環境の保全に関する方針は、表 6.3-7 に示すとおりである。

表 6.3-7 環境の保全に関する配慮方針

工事	建設機械の稼働	<ul style="list-style-type: none"> ・建設機械は実行可能な範囲で、低振動型の機種を使用する。 ・建設機械の集中稼働ができるだけ生じないような工事計画を検討する。 ・建設機械の整備を適切に実施し、性能の維持に努める。 ・建設機械の不必要な空ぶかしや過負荷運転の抑制に努める。
	資材運搬等の車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> ・資材運搬等の車両は、原則として日曜日・祝日は走行せず、早朝に資材等を搬入しなければならない場合を除き、走行時間は午前8時から午後5時までの運行計画とする。 ・資材運搬等の車両が、特定の日時・場所に集中しないよう計画的な運行管理に努める。 ・資材運搬等の車両の不必要な空ぶかしの抑制やアイドリングストップに努める。
存在・供用	施設の稼働	<ul style="list-style-type: none"> ・設備機器は実行可能な範囲で、低振動型の機種を採用する。 ・特に振動の発生が想定される設備機器は、振動の伝播を防止する装置等を設置する。 ・各設備は、定期点検を実施し、常に正常な運転を行うように維持管理を徹底する。 ・敷地境界における振動の自主規制値として、「振動規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」において規定される第1種区域の規制基準値を適用する。
	自動車等の走行	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ収集車両は、原則として土曜日・日曜日は走行せず、走行時間は午前8時から午後5時までの運行計画とする。 ・ごみ収集車両の不必要な空ぶかしの抑制やアイドリングストップに努める。

6.4 悪臭

(1) 調査

ア 調査内容

供用後の施設の稼働に伴う悪臭の影響を予測・評価するための調査内容は、表 6.4-1 に示すとおりである。また、現地調査地点は表 6.4-3 及び図 6.4-1 に示すとおりとする。

表 6.4-1 調査内容

調査内容	
悪臭の状況	・臭気指数(臭気濃度)及び特定悪臭物質(22項目)の濃度等の状況
気象の状況	・風向・風速、大気安定度(日射量、放射収支量)、気温等
大気の流れ、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況	
その他の予測・評価に必要な事項	・既存の発生源(固定発生源、移動発生源)の状況 ・学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況

イ 調査方法、調査地域・地点、調査期間・頻度

調査は、表 6.4-2 に示すとおり、既存資料の収集及び現地調査により行う。また、現地調査地点は、表 6.4-3 及び図 6.4-1 に示すとおりとする。

表 6.4-2(1) 調査方法

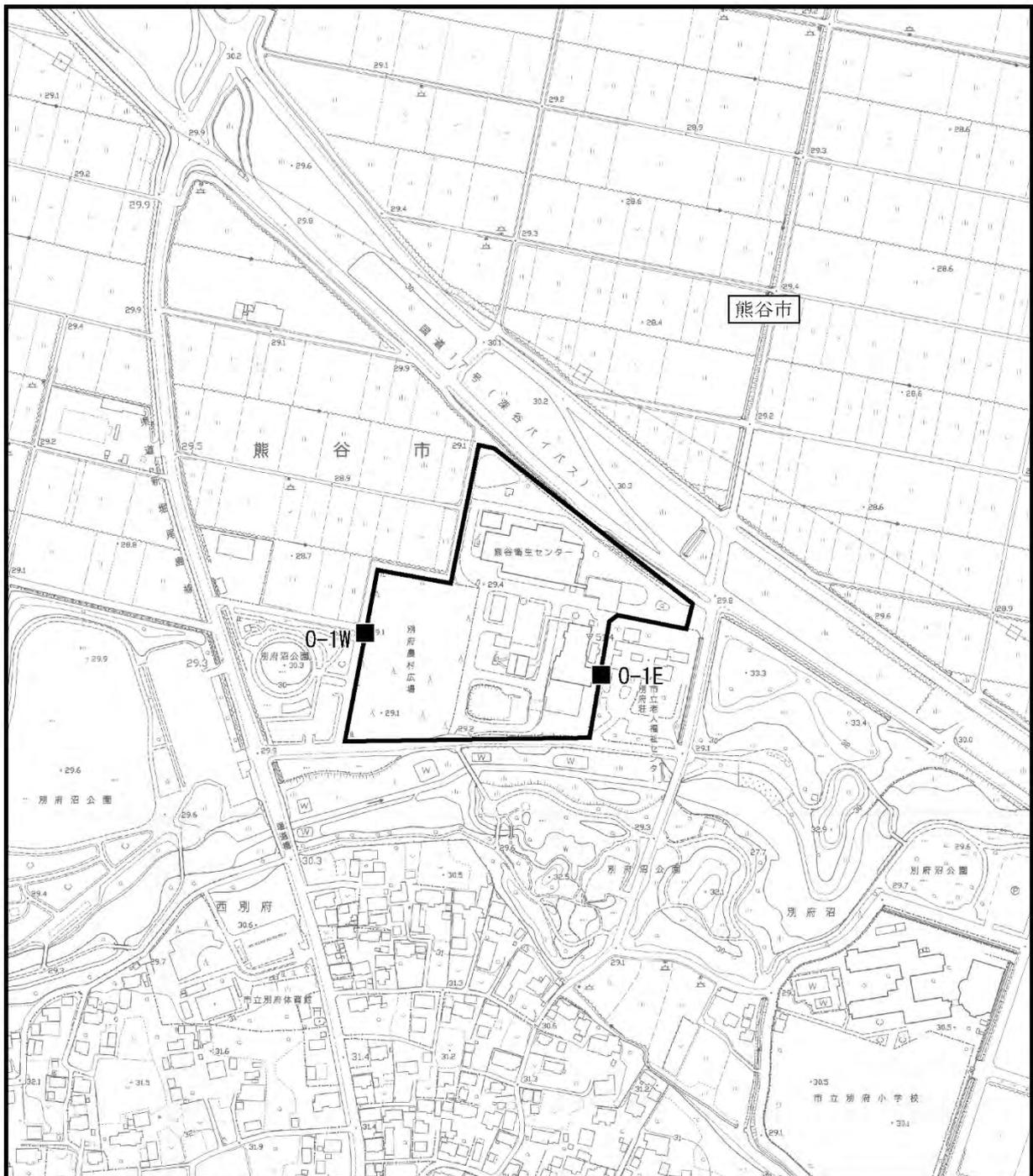
調査項目	現地調査			既存資料調査
	調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等	
悪臭の状況 ・ 特定悪臭物質 22物質 ・ 臭気指数	「特定悪臭物質の測定の方法」(昭和47年、環境庁告示第9号)「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」(平成7年、環境庁告示第63号)及び「埼玉県生活環境保全条例施行規則 別表14備考三の規定に基づく悪臭の測定方法」(平成14年埼玉県告示第604号)に定める方法	1.調査地域 事業の実施により悪臭への影響が及ぶおそれがあると想定される地域とし、対象事業実施区域及びその周囲とする。 2.調査地点 対象事業実施区域の敷地境界2地点(風上・風下)及びその周囲の住宅地付近4地点とする。(環境大気の調査地点に同じ)	1.調査時期及び回数 気温が高く悪臭の影響が発生しやすい夏季及び比較対象となる冬季の計2回	—

表 6.4-2(2) 調査方法

調査項目		現地調査			既存資料 調査
		調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等	
気象の 状況	・風向・風速 ・気温・湿度 ・日射量 ・放射収支量	前掲「6.1 大気質」における地上気象の調査結果を利用する方法	1.調査地域 大気質の状況と同じ地域とする。	1.調査時期及び回数 1年間の通年	下記観測所の既存測定結果の過去11年間分について収集、整理する。 ・熊谷地方気象観測所
	2.調査地点 対象事業実施区域内1地点とする。				
大気の移流、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況		現地踏査による方法	1.調査地域 悪臭の状況と同じ地域とする。	1.調査時期及び回数 任意の時期に1回	地形図、土地利用現況図、住宅地図等の最新資料の収集、整理による。
その他の事項	既存の発生源の状況 学校、病院その他の環境保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況				

表 6.4-3 調査地点

区分	No.	調査対象地等	調査項目	選定理由等
悪臭の 状況	O-1E	対象事業実施区域の東側敷地境界 (調査当日の風向に応じて調査地点を移動する)	特定悪臭物質 (22物質) 臭気指数	対象事業実施区域の現況の状況を代表する地点として、敷地境界上の地点を選定する。
	O-1W	対象事業実施区域の西側敷地境界 (調査当日の風向に応じて調査地点を移動する)		対象事業実施区域の現況の状況を代表する地点として、敷地境界上の地点を選定する。
	O-2	対象事業実施区域の北東側住宅地 (熊谷市：太田公民館付近)	臭気指数	対象事業実施区域の北東側の住宅地となる地点として選定する。
	O-3	対象事業実施区域の南東側住宅地 (熊谷市：中奈良公園付近)		対象事業実施区域の南東側の住宅地となる地点として選定する。
	O-4	対象事業実施区域の南側住宅地 (熊谷市：別府第3公園付近)		対象事業実施区域の南側の住宅地となる地点として選定する。
	O-5	対象事業実施区域の北西側住宅地 (深谷市：明戸公民館付近)		対象事業実施区域の北西側の住宅地となる地点として選定する。



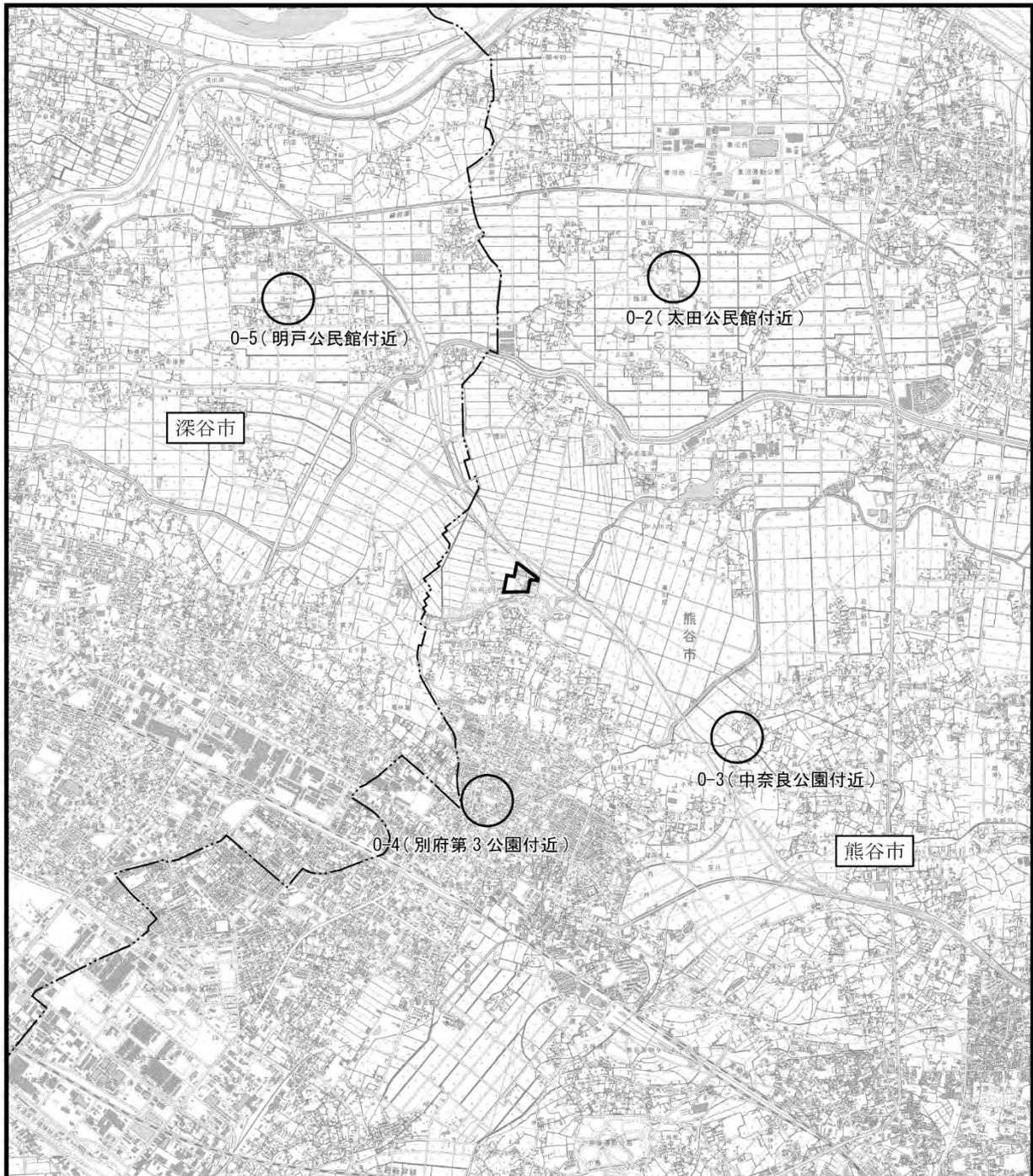
凡 例

- : 対象事業実施区域
- : 悪臭調査地点（風上側、風下側）

図 6.4-1(1) 悪臭の現地調査地点図(敷地境界)



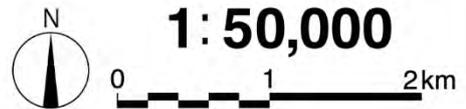
この地図は、国土地理院発行の電子地形図2千5百分の1を使用したものである。



凡 例

- : 対象事業実施区域
- : 市 界
- : 悪臭調査地点

図 6.4-1(2) 悪臭の現地調査地点図



この地図は、国土地理院発行の電子地形図2万5千分の1を使用したものである。

(2) 予測

ア 予測内容

予測内容は、表 6.4-4 に示すとおりである。

表 6.4-4 予測内容

予測内容		
存在・供用	施設の稼働	特定悪臭物質、臭気指数

イ 予測方法、予測地域・地点、予測対象時期等

予測方法等は、表 6.4-5 に示すとおりである。

表 6.4-5 予測手法等

予測項目		予測方法	予測地域・予測地点	予測対象時期等
存在・供用	施設の稼働	特定悪臭物質 (施設から漏洩する臭気)	エネルギー回収型廃棄物処理施設の煙突から排出される排ガスの臭気については、大気拡散する。	エネルギー回収型廃棄物処理施設の稼働が定常状態となる時期
	施設の稼働	臭気指数(煙突排ガスによる臭気及び施設から漏洩する臭気)	式(プルーム・パフ式等)に基づく理論計算を用いた定量的な予測、または類似事例の解析を基に定性的な予測を行う。 施設から漏洩する臭気については、類似事例の解析を基に定性的な予測を行う。	

(3) 評価

ア 評価方法

評価の手法は、表 6.4-6 に示すとおりである。

表 6.4-6 評価方法

評価の手法	
回避・低減に係る評価	周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。
基準又は目標との整合に係る評価	以下の基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。 ・「悪臭防止法」(昭和46年6月、法律第91号)及び「埼玉県生活環境保全条例」(平成13年7月、条例第57号)に基づく敷地境界における規制基準

イ 環境の保全に関する方針

環境の保全に関する方針は、表 6.4-7 に示すとおりである。

表 6.4-7 環境の保全に関する配慮方針

存在・供用	施設の稼働	<ul style="list-style-type: none">・エネルギー回収型廃棄物処理施設において臭気が発生しやすい場所は密閉構造とし、内部を負圧にし、臭気の漏えいを防ぐ。・プラットホーム及び敷地内道路は定期的に清掃するとともに、必要に応じプラットホーム及びごみピット内への消臭剤散布により悪臭防止に努める。・悪臭に係る自主規制値は、「悪臭防止法」において規定されるA区域の規制基準値を適用する。
-------	-------	---

6.5 水質

(1) 調査

ア 調査内容

工事中の造成等の工事に伴う水質の影響を予測・評価するための調査内容は、表 6.5-1 に示すとおりである。

表 6.5-1 調査内容

調査内容	
公共用水域の水質	・浮遊物質量、水素イオン濃度
水象の状況	・河川の流量、流速 ・河川等の形状、底質の堆積状況等
その他の予測・評価に必要な事項	・土砂の性状（沈降特性） ・降水量 ・既存の発生源の状況 ・水利用及び水域利用の状況

イ 調査方法、調査地域・地点、調査期間・頻度

調査は、表 6.5-2 に示すとおり、既存資料の収集及び現地調査により行う。また、現地調査地点は、表 6.5-3 及び図 6.5-1 に示すとおりとする。

表 6.5-2(1) 調査方法

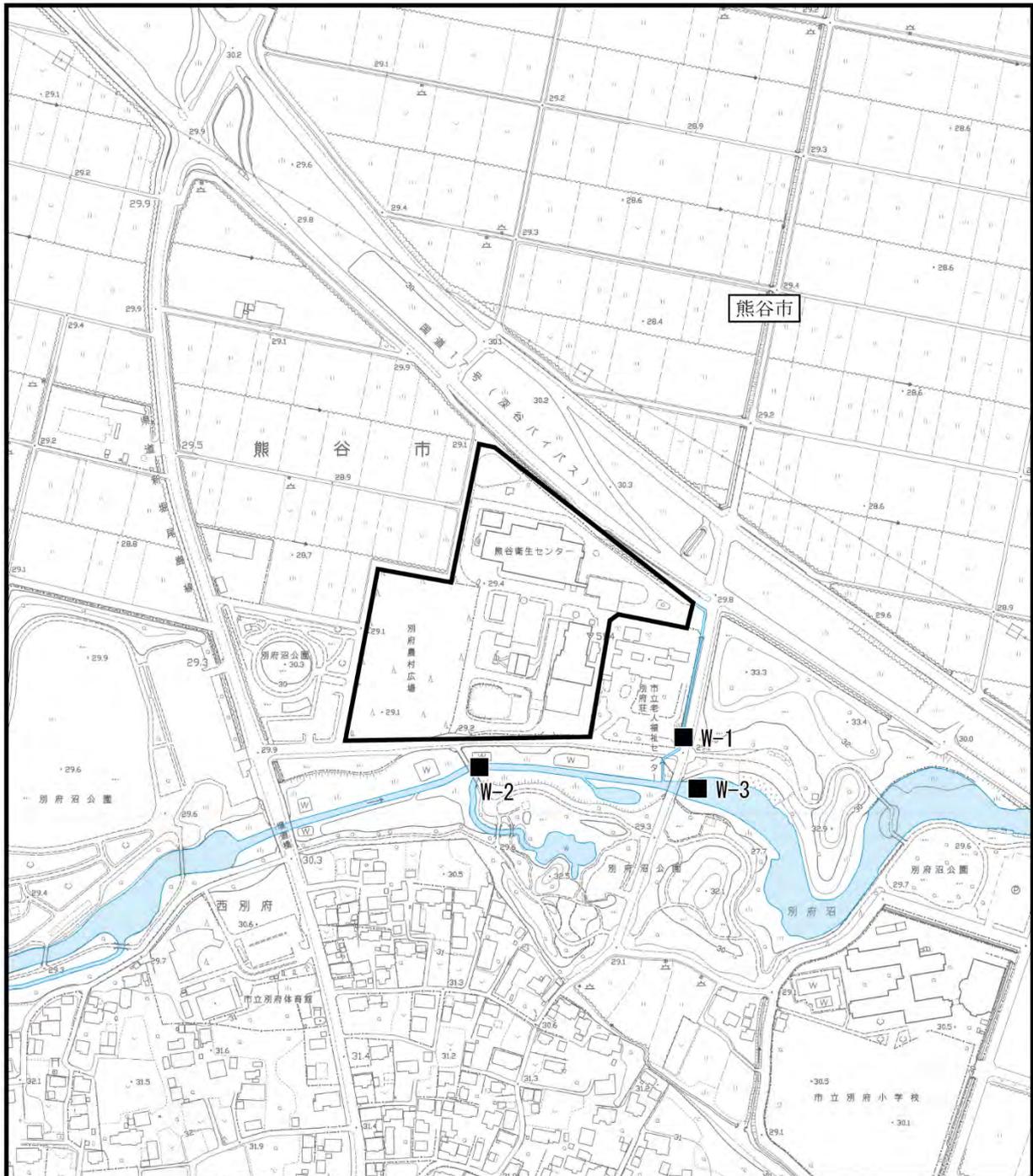
調査項目	現地調査			既存資料調査
	調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等	
水質の状況 ・浮遊物質量 ・水素イオン濃度	水質汚濁に係る環境基準に定める測定方法による	1.調査地域 事業の実施により水質への影響が及ぶおそれがあると想定される地域とし、対象事業実施区域及びその周囲とする。 2.調査地点 対象事業実施区域からの排水口1地点、排水の流入が考えられる河川の上下流各1地点とする。	年間の水質及び流量等の変化を考慮して、平水時2回（豊水期・渇水期各1回）、降雨時2回（梅雨期・秋雨期各1回）とする。	下記の既存測定データを収集、整理する。 ・公共用水域水質測定結果

表 6.5-2(2) 調査方法

調査項目		現地調査			既存資料 調査
		調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等	
水象の 状況	<ul style="list-style-type: none"> 河川等の流量等 河川等の形状、底質の堆積状況等 	流速は流速計による方法、流量は流路の断面形状及び平均流速から算出する方法による。河川等の形状、底質の堆積状況は現地踏査による方法	1.調査地域 水質の状況と同じとする。	1.調査時期及び回数 流量等は水質と同じ時期及び回数、河川等の形状、底質の堆積状況は水位が低い任意の時期に1回	—
			2.調査地点 水質の状況と同じとする。		
その他の 事項	<ul style="list-style-type: none"> 土砂の性状（沈降特性） 降水量 既存の発生源の状況 水利用及び水域利用の状況 	現地踏査による方法（降水量は文献調査のみ）	1.調査地域 水質及び水象の状況と同じ地点とする。	1.調査時期及び回数 任意の時期に1回	下記の既存測定データを集、整理する。 ・熊谷地方気象観測所

表 6.5-3 調査地点

区分	No.	調査対象地等	調査項目	選定理由等
水質・水象の 状況	W-1	排水路の別府沼合流前	<ul style="list-style-type: none"> 生物化学的酸素要求量 浮遊物質 全窒素及び全りん 	対象事業実施区域からの排水が流れ込む排水路で、別府沼に合流する前の地点を選定する。
	W-2	別府沼の排水路合流点上流側	<ul style="list-style-type: none"> 水素イオン濃度 溶存酸素量 その他の生活環境項目及び健康項目 	排水路が合流する別府沼で、排水路が合流する地点の上流側に位置する地点を選定する。
	W-3	別府沼の排水路合流点下流側	<ul style="list-style-type: none"> 河川等の流量等 河川等の形状、底質の堆積状況等 	排水路が合流する別府沼で、排水路が合流する地点の下流側に位置する地点を選定する。



凡 例

- : 対象事業実施区域
- : 水質調査地点
- : 排水路及び別府沼

図 6.5-1 水質の現地調査地点図



この地図は、国土地理院発行の電子地形図2千5百分の1を使用したものである。

(2) 予測

ア 予測内容

予測内容は、表 6.5-4 に示すとおりである。

表 6.5-4 予測内容

予測内容		
工事	造成等の工事	浮遊物質量、水素イオン濃度

イ 予測方法、予測地域・地点、予測対象時期等

予測方法等は、表 6.5-5 に示すとおりである。

表 6.5-5 予測手法等

予測項目		予測方法	予測地域・予測地点	予測対象時期等
工事	造成等の工事	浮遊物質量	工事計画及び現地調査結果により、想定される排水量、排水濃度等を設定し、完全混合式による定量的な予測を行う。	1.予測地域 調査地域と同様とする。 2.予測地点 仮設沈砂池等からの排水が別府沼と合流した下流側とする。
		水素イオン濃度	工事計画等に基づき、環境保全措置を明らかにすることにより、定性的な予測を行う。	
				造成等の工事による濁水やアルカリ排水の影響が最大となる時期

(3) 評価

ア 評価方法

評価の手法は、表 6.5-6 に示すとおりである。

表 6.5-6 評価方法

評価の手法	
回避・低減に係る評価	周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。
基準又は目標との整合に係る評価	以下の基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。 ・水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年12月、環境庁告示第59号)

イ 環境の保全に関する方針

環境の保全に関する方針は、表 6.5-7 に示すとおりである。

表 6.5-7 環境の保全に関する配慮方針

工事	造成等の工事	<ul style="list-style-type: none">・工事中に発生する濁水は、対象事業実施区域内に雨水流出抑制施設または仮設沈砂設備（以下、「沈砂池等」という。）を設置することにより、濁水の発生を抑制する。・沈砂池等に堆積する土砂の定期的な除去、処理水のSSの適宜測定等により、濁りの除去効果が低下しないよう適切に維持・管理を実施する。・コンクリート工事等で発生する排水について、状況に応じて中和処理を実施し、アルカリ排水の排出を抑制する。
----	--------	--

6.6 土壌

(1) 調査

ア 調査内容

工事中の造成等及び供用後の施設の稼働に伴う土壌への影響を予測・評価するための調査内容は、表 6.6-1 に示すとおりである。

先行して実施した土壌汚染対策に基づく地歴調査によれば、本施設のうち工場棟を整備する予定の別府農村広場は、「土壌汚染が存在するおそれがないと認められる土地」に位置付けられる。一方、本施設の整備に伴い解体撤去される第一工場用地及び第二工場用地は「土壌汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地」及び「土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地」に位置付けられるが、第一工場及び第二工場ともに稼働中であり、土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査は各工場の稼働停止後でなければ実施できない。

以上を踏まえ、本環境影響評価上の土壌に関する取扱は以下のとおりとする。

- ① 工場棟を整備する別府農村広場においては、地歴調査の結果を踏まえ、土壌汚染が存在するおそれはないことから、調査、予測及び評価は行わない。
- ② 第一工場及び第二工場については、本事業着手後、当該施設の解体撤去後に土壌汚染対策法に基づく調査を行い、その概要を事後調査書において報告する。
- ③ 施設稼働後の煙突より放出されるばい煙に含まれるダイオキシン類について、調査、予測・評価する。

表 6.6-1 調査内容

調査内容	
土壌の状況	・現況における土壌に係る有害物質(ダイオキシン類)の濃度等の状況
その他の予測・評価に必要な事項	・水象の状況(地下水の水位、流向、水質の状況) ・気象の状況(降水量) ・対象事業実施区域の土地利用の履歴 ・土地利用状況

イ 調査方法、調査地域・地点、調査期間・頻度

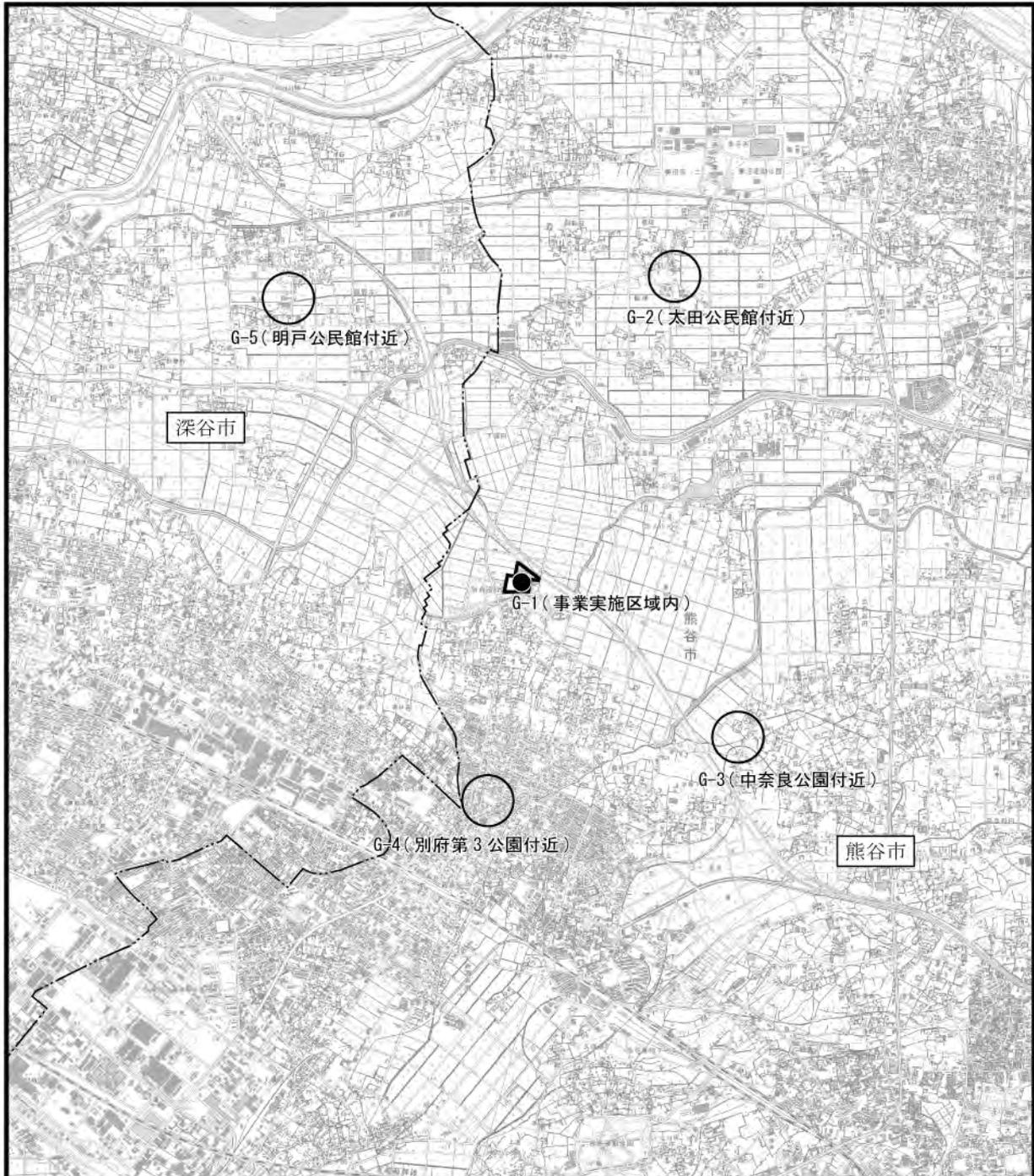
調査は、表 6.6-2 に示すとおり、既存資料の収集及び現地調査により行う。また、現地調査地点は、表 6.6-3 及び図 6.6-1 に示すとおりとする。

表 6.6-2 調査方法

調査項目		現地調査			既存資料 調査
		調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等	
土壌の状況	・ダイオキシン類	「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」(平成11年、環境庁告示第68号)に定められた方法による。	1.調査地域 事業の実施により土壌への影響が及ぶおそれがあると想定される地域とし、対象事業実施区域及びその周辺とする。 2.調査地点 対象事業実施区域及びその周囲の4地点(一般環境大気質調査地点付近)において、ダイオキシン類の調査を行う。	1.調査時期及び回数 任意の時期に1回	下記の既存測定結果を収集、整理する。 ・埼玉県測定結果等
その他の事項	・水象の状況 ・気象の状況 ・土地利用の履歴 ・土地利用状況	現地踏査による方法	1.調査地域 対象事業実施区域及びその周囲 2.調査地点 調査地域全域とする。	1.調査時期及び回数 任意の時期に1回	下記の既存測定結果等を収集、整理する。 ・最寄りの地域気象観測所(熊谷地方気象台) ・地形図、土地利用現況図、住宅地図等の最新資料

表 6.6-3 調査地点

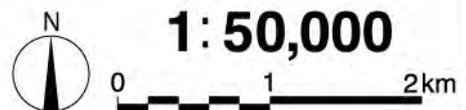
区分	No.	調査対象地等	調査項目	選定理由等
土壌の状況	G-1	対象事業実施区域内	ダイオキシン類	対象事業実施区域内の代表的な一般環境を把握する地点として選定する。
	G-2	対象事業実施区域の北東側住宅地(熊谷市:太田公民館付近)		対象事業実施区域の北東側の住宅地となる地点として選定する。
	G-3	対象事業実施区域の南東側住宅地(熊谷市:中奈良公園付近)		対象事業実施区域の南東側の住宅地となる地点として選定する。
	G-4	対象事業実施区域の南側住宅地(熊谷市:別府第3公園付近)		対象事業実施区域の南側の住宅地となる地点として選定する。
	G-5	対象事業実施区域の北西側住宅地(深谷市:明戸公民館付近)		対象事業実施区域の北西側の住宅地となる地点として選定する。



凡 例

- : 対象事業実施区域
- : 市 界
- : 土壌調査地点

図 6.6-1 土壌の現地調査地点図



この地図は、国土地理院発行の電子地形図2万5千分の1を使用したものである。

(2) 予測

ア 予測内容

予測内容は、表 6.6-4 に示すとおりである。

表 6.6-4 予測内容

予測内容		
存在・供用	施設の稼働	土壌中のダイオキシン類

イ 予測方法、予測地域・地点、予測対象時期等

予測方法等は、表 6.6-5 に示すとおりである。

表 6.6-5 予測手法等

予測項目		予測方法	予測地域・予測地点	予測対象時期等
存在・供用	施設の稼働	土壌中のダイオキシン類 現地調査結果により、土壌の状況を把握する。 また、事業計画により、想定されるばい煙の排出条件を設定し、前掲「6.1大気質」のばい煙の排出における拡散計算結果、類似事例の解析、または既存知見を基に定性的に予測する。	1.予測地域 調査地域と同様とする。 2.予測地点 対象事業実施区域内を除く現地調査地点（4地点）とする。	エネルギー回収型廃棄物処理施設の稼働が定常状態となる時期

(3) 評価

ア 評価方法

評価の手法は、表 6.6-6 に示すとおりである。

表 6.6-6 評価方法

評価の手法	
回避・低減に係る評価	周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。
基準又は目標との整合に係る評価	以下の基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。 ・「土壌の汚染に係る環境基準」(平成3年8月、環境庁告示第46号)、「ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」(平成11年12月、環境庁告示第68号)に基づく環境基準

イ 環境の保全に関する方針

環境の保全に関する方針は、表 6.6-7 に示すとおりである。

表 6.6-7 環境の保全に関する配慮方針

存在・供用	施設の稼働	<ul style="list-style-type: none">・施設の稼働に伴い発生する排ガスは、「大気汚染防止法」、「ダイオキシン類対策特別措置法」及び「埼玉県生活環境保全条例」において規定される規制基準を遵守するとともに、自主規制値を設定し、モニタリングを実施し、適正な運転・管理を行う。・排ガス処理設備を適切に運転・管理を行うことで、排ガス中の大気汚染物質の捕集、除去を行い土壌への沈降、蓄積による汚染の防止に努める。
-------	-------	--

6.7 動物

(1) 調査

ア 調査内容

工事中の建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事、供用後のエネルギー回収型廃棄物処理施設の存在に伴う動物への影響を予測・評価するための調査内容は、表 6.7-1 に示すとおりとする。

表 6.7-1 調査内容

調査内容	
動物相の状況	・生息種及び動物相の特徴
保全すべき種の状況	・埼玉県レッドデータブック及び環境省レッドリスト掲載種、学術上重要な種、地域住民の生活に密接に関わる種、その他の保全が必要な種等の保全すべき種の生息域及び個体数又は生息密度 ・生息環境
その他の予測・評価に必要な事項	・広域的な動物相及び動物分布の状況 ・過去の動物相の変遷 ・地域住民その他の人との関わりの状況

イ 調査方法、調査地域・地点・調査期間・頻度

調査は、表 6.7-2 に示すとおり、既存資料の収集及び現地調査により行う。また現地調査地域及び地点は図 6.7-1 に示すとおりとする。

表 6.7-2(1) 調査方法

調査項目	現地調査			既存資料調査
	調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等	
動物相の状況・保全すべき種の状況	・哺乳類 直接観察 フィールドサイン法 トラップ法 無人撮影法	1.調査地域 事業の実施により動物への影響が及ぶおそれがあると想定される地域とし、対象事業実施区域及びその周囲約200mの範囲を基本とする。 2.調査地点 調査地域全域とする。 トラップ及びセンサーカメラは2調査地点を設定する。	春季、夏季、秋季、冬季の4季	下記の既存測定結果を収集、整理する。 ・周辺地区での既存環境調査資料 ・埼玉県、熊谷市他近隣における動植物調査資料

表 6.7-2 (2) 調査方法

調査項目		現地調査			既存資料 調査
		調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等	
動物相の状況・保全すべき種の状況	・鳥類	任意観察法 ラインセンサス法 定点観察法	1.調査地域 哺乳類に同じとする。 2.調査地点 調査地域全域とする。 センサスルートは2踏査ルート設定する。定点は対象事業実施区域周辺に1定点設定する。	春季、初夏季（繁殖期）、秋季、冬季の4季	・対象事業実施区域及びその周辺の動物の生息種及び生息環境等についての聞き取り調査
	・爬虫類	直接観察法	1.調査地域 哺乳類に同じとする。	春季、初夏季、秋季の3季	
	・両生類		2.調査地点 調査地域全域とする。	早春季、初夏季、秋季の3季	
	・昆虫類	任意採取法 ライトトラップ法 ベイトトラップ法	1.調査地域 哺乳類に同じとする。 2.調査地点 調査地域全域とする。 ライトトラップ及びベイトトラップは2調査地点設定する。	春季、夏季、秋季の3季	
	・水生生物（魚類・底生動物）	捕獲調査	1.調査地域 対象事業実施区域南側の別府沼周辺とする。 2.調査地点 別府沼周辺の3地点とする。	春季、夏季、秋季、冬季の4季	
その他の事項	・広域的な動物相及び動物分布の状況 ・過去の動物相の変遷 ・地域住民その他の人との関わりの状況	現地踏査による方法	1.調査地域 対象事業実施区域及びその周囲	1.調査時期及び回数 任意の時期に1回	

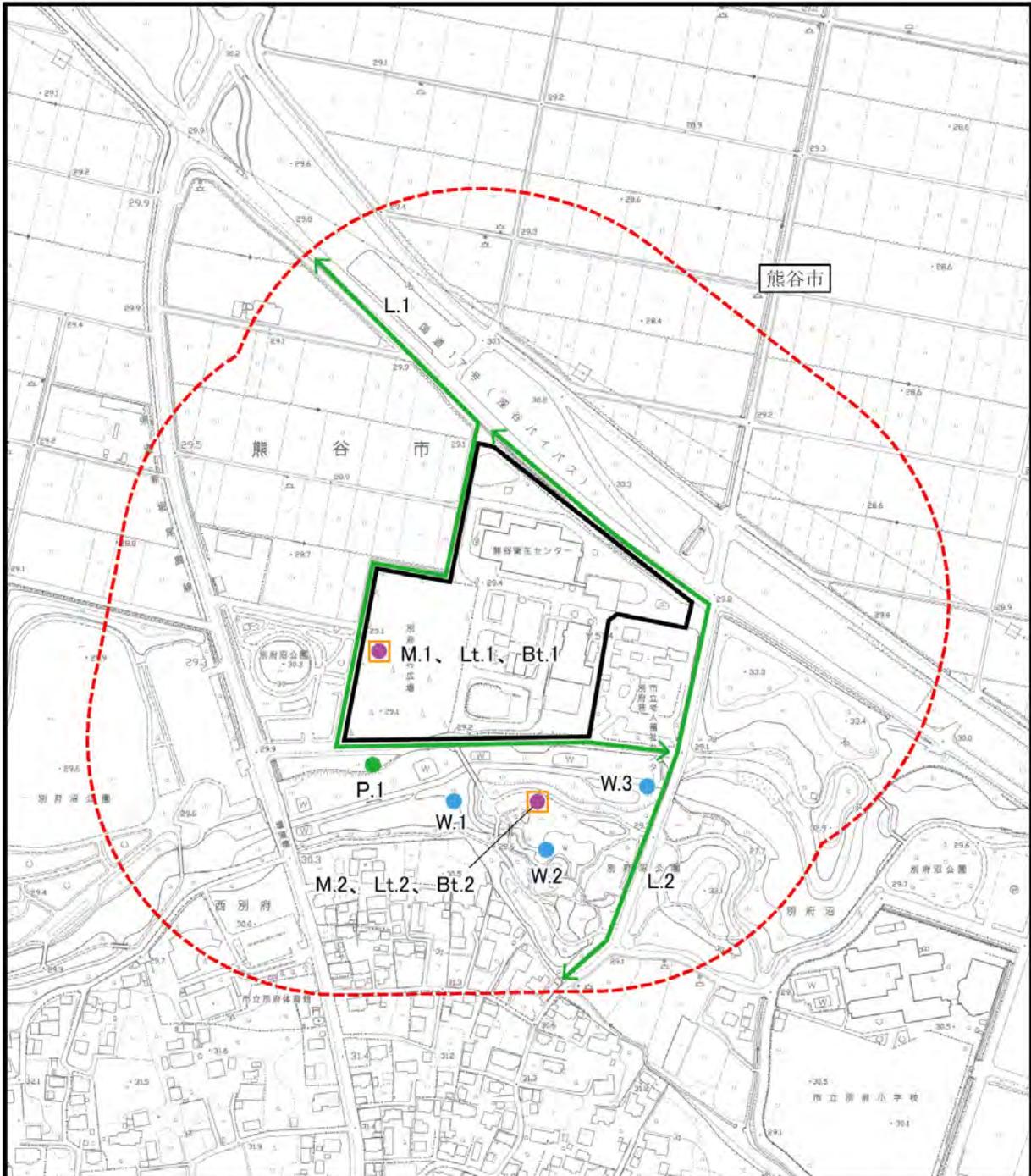


図 6.7-1 動物の現地調査地域・地点

凡 例

- : 対象事業実施区域
- : 調査地域

[哺乳類]

- : トラップ法調査地点 (M)

[鳥類]

- ↔ : ラインセンス法調査地点 (L)
- : 定点観察法調査地点 (P)

[昆虫類]

- : ライトトラップ法調査地点 (Lt)
- : ベイトトラップ法調査地点 (Bt)

[魚類・底生動物]

- : 調査地点 (W)



1:5,000

0 100 200m

(2) 予測

ア 予測内容

予測内容は、表 6.7-3 に示すとおりとする。

表 6.7-3 予測内容

予測内容		
工事	建設機械の稼働 資材運搬等の車両の走行 造成等の工事	保全すべき種の生息地の改変の程度及びその他の生息環境への影響の程度
	存在・供用	

イ 予測方法、予測地域・地点、予測対象時期等

予測方法等は、表 6.7-4 に示すとおりである。

表 6.7-4 予測手法等

予測項目		予測方法	予測地域・予測地点	予測対象時期等
工事	建設機械の稼働 資材運搬等の車両 の走行 造成等の工事	保全すべき種の生息地の改変の程度及びその他の生息環境への影響の程度	本事業計画による保全すべき種の生息環境の変化の程度を把握したうえで、類似事例または既存知見を参考にして定性的に予測する。	1.予測地域 調査地域と同様とする。 2.予測地点 予測地域全域とする。
	存在・供用			

(3) 評価

ア 評価方法

評価の手法は、表 6.7-5 に示すとおりとする。

表 6.7-5 評価方法

評価の手法	
回避・低減に係る評価	周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。
基準又は目標との整合に係る評価	埼玉県又は熊谷市が動物の保全に係る計画、指針等により定めた基準、目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

イ 環境の保全に関する方針

環境保全に関する方針は、表 6.7-6 に示すとおりである。

表 6.7-6 環境の保全に関する配慮方針

工事	建設機械の稼働 資材運搬等の車両 の走行 造成等の工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保全すべき種の生態等を考慮し、繁殖期における工事の回避や騒音の低減等の工期・工法を検討する。 ・ 保全すべき種の生息環境を考慮し、改変区域外への移動を容易にする等の環境保全措置を検討する。 ・ 工事中に発生する濁水等の流出防止対策を徹底し、対象事業実施区域周辺の河川等に生息する動物への影響をできる限り低減する。
存在・供用	施設の存在	<ul style="list-style-type: none"> ・ 植栽、緩衝緑地の維持管理等の動物の生息環境の保全や周辺環境との調和に十分配慮した施設運営を行うことで、施設の存在における動物への影響を低減する。

6.8 植物

(1) 調査

ア 調査内容

造成等の工事、供用後のエネルギー回収型廃棄物処理施設の存在に伴う植物への影響を予測・評価するための調査内容は、表 6.8-1 に示すとおりとする。

表 6.8-1 調査内容

調査内容	
植物相の状況	・ 生育及び宿物層の特徴
植生の状況	・ 植物群落の分布、組成及び構造
保全すべき種及び保全すべき群落の状況	・ 埼玉県レッドデータブック及び環境省レッドリスト掲載種、学術上重要な種、地域住民の生活に密接に関わる種、その他の保全が必要な種等の保全すべき種の分布及び個体数 ・ 大径木の樹種、分布位置 ・ 生育環境
緑の量	・ 緑被率又は緑視率の把握
その他の予測・評価に必要な事項	・ 広域的な植物相及び植物分布の状況 ・ 過去の植物相の変遷 ・ 地域住民その他の人との関わりの状況

イ 調査方法、調査地域・地点・調査期間・頻度

調査は、表 6.8-2 に示すとおり、既存資料の収集及び現地調査により行う。また現地調査地域及び地点は図 6.8-1 に示すとおりとする。

表 6.8-2(1) 調査方法

調査項目	現地調査			既存資料調査
	調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等	
植物相の状況・保全すべき種の状況	任意踏査 出現するシダ植物以上の高等植物を対象として、植物相を特徴づける主要な植物種の生育の有無を目視観察により調査する。	1.調査地域 事業の実施により動物への影響が及ぶおそれがあると想定される地域とし、対象事業実施区域及びその周囲約200mの範囲を基本とする。 2.調査地点 調査地域全域とする。	春季、夏季、秋季の3季	下記の既存測定結果を収集、整理する。 ・ 周辺地区での既存環境調査資料 ・ 埼玉県、熊谷市他近隣における植物調査資料

表 6.8-2 (2) 調査方法

調査項目		現地調査			既存資料 調査
		調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等	
植生の状況・保全すべき群落の状況	・植物群落	コドラート調査 主要な植物群落ごとに調査地点を設定し、ブラウンプランケ法の全推定法による群落コドラート調査を行う。また、現地踏査及び航空写真判読による植生分布の確認を行う。	1.調査地域 植物相に同じとする。 2.調査地点 調査地域全域とする。	夏季の1季	・対象事業実施区域及びその周辺の植物の生育種及び生育環境等についての聞き取り調査
	・緑被率 ・緑視率	緑被率は植生調査結果及び空中写真判読等により、緑被の区分ごとの分布を把握する。緑視率は写真撮影を行い、画面上の緑の割合を計測する。	1.調査地域 植物相に同じとする。 2.調査地点 調査地域全域とする。	任意の1回	
	・広域的な植物相及び植物分布の状況 ・過去の植物相の変遷 ・地域住民その他の人との関りの状況	現地踏査による方法	1.調査地域 対象事業実施区域及びその周囲	1.調査時期及び回数 任意の時期に1回	



熊谷市

熊谷市

凡例

-  : 対象事業実施区域
-  : 調査地域

図 6.8-1 植物の現地調査地域



(2) 予測

ア 予測内容

予測内容は、表 6.8-3 に示すとおりとする。

表 6.8-3 予測内容

予測内容		
工事	造成等の工事	保全すべき種の生息地の改変の程度及びその他の生息環境への影響の程度
存在・供用	施設の稼働	

イ 予測方法、予測地域・地点、予測対象時期等

予測方法等は、表 6.8-4 に示すとおりである。

表 6.8-4 予測手法等

予測項目		予測方法	予測地域・予測地点	予測対象時期等
工事	造成等の工事	本事業計画による保全すべき種の生育環境の変化の程度を把握したうえで、類似事例または既存知見を参考にして定性的に予測する。	1.予測地域 調査地域と同様とする。 2.予測地点 予測地域全域とする。	保全すべき種への影響が最大になると考えられる時期
存在・供用	施設の存在			

(3) 評価

ア 評価方法

評価の手法は、表 6.8-5 に示すとおりとする。

表 6.8-5 評価方法

評価の手法	
回避・低減に係る評価	周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。
基準又は目標との整合に係る評価	埼玉県又は熊谷市が植物の保全に係る計画、指針等により定めた基準、目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

イ 環境の保全に関する方針

環境保全に関する方針は、表 6.8-6 に示すとおりである。

表 6.8-6 環境の保全に関する配慮方針

工事	造成等の工事	・対象事業実施区域内に保全すべき種が確認された場合は、必要に応じて改変区域外への移植を行う等の環境保全措置を検討する。
存在・供用	施設の存在	・対象事業実施区域内への植栽及び対象事業実施区域内の緑化等については、植物種の選定において可能な限り郷土種を採用した緑地環境を整備し、維持管理を実施する。

6.9 生態系

(1) 調査

ア 調査内容

造成等の工事、供用後のエネルギー回収型廃棄物処理施設の存在に伴う植物への影響を予測・評価するための調査内容は、表 6.9-1 に示すとおりとする。

表 6.9-1 調査内容

調査内容	
地域を特徴づける生態系を基盤とする環境単位の区分の設定	・地形、地質、土壌、水系、植生等に基づく環境単位を設定 ・環境単位ごとの動物、植物の種の構成、環境単位相互の関係及び周辺環境との関係を把握
地域を特徴づける生態系の指標となる着目種の抽出	・上位性、典型性、特殊性の観点から地域を特徴づける生態系の指標となる着目種を抽出
着目種の生態	・抽出した着目種の一般的な生態や行動圏、利用密度等を把握
着目種と関係種（着目種の生息・生育に関係する種）との関係	・食物連鎖の関係等を把握
着目種及び関係する種の生息・生育環境を規定する非生物環境の状況	・地形・地質、水環境等の状況

イ 調査方法、調査地域・地点・調査期間・頻度

調査は、表 6.9-2 に示すとおり、既存資料の収集及び現地調査により行う。また現地調査地域及び地点は図 6.9-1 に示すとおりとする。

表 6.9-2(1) 調査方法

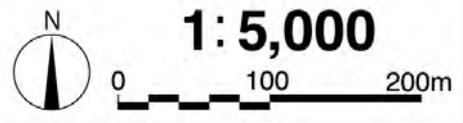
調査項目	現地調査			既存資料調査
	調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等	
生態系 ・地域を特徴づける生態系	動物及び植物の調査結果等の整理を基本とし、必要に応じその他の既存資料の収集又は現地調査により行う。	1.調査地域 動物及び植物の調査地域に準じ、対象事業実施区域及びその周囲約200mの範囲を基本とする。 2.調査地点 調査地域全域とする。	動物、植物調査に準ずる	下記の既存測定結果を収集、整理する。 ・周辺地区での既存環境調査資料 ・埼玉県、熊谷市他近隣における植物調査資料



凡 例

- : 対象事業実施区域
- : 調査地域

図 6.9-1 生態系の調査地域



(2) 予測

ア 予測内容

予測内容は、表 6.9-3 に示すとおりとする。

表 6.9-3 予測内容

予測内容		
工事	建設機械の稼働 資材運搬等の車両の走行 造成等の工事	着目種と関係種との関係への影響の程度、着目種及び関係種の生息・生育環境への影響の程度
存在・供用	施設の稼働	

ア 予測方法、予測地域・地点、予測対象時期等

予測方法等は、表 6.9-4 に示すとおりである。

表 6.9-4 予測手法等

予測項目		予測方法	予測地域・予測地点	予測対象時期等
工事	建設機械の稼働 資材運搬等の車両 の走行造成等の工 事	本事業計画によ る着目種及び着目 種の生育・生息環 境の変化の程度を 把握したうえで、 類似事例または既 存知見を参考にし て定性的に予測す る。	1.予測地域 調査地域と同様と する。 2.予測地点 予測地域全域とす る。	着目種への影響 が最大になると考 えられる時期
	存在 ・ 供 用			

(3) 評価

ア 評価方法

評価の手法は、表 6.9-5 に示すとおりとする。

表 6.9-5 評価方法

評価の手法	
回避・低減に 係る評価	周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。
基準又は目標との 整合に係る評価	埼玉県又は熊谷市が生態系の保全に係る計画、指針等により定めた基準、目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

イ 環境の保全に関する方針

環境保全に関する方針は、表 6.9-6 に示すとおりである。

表 6.9-6 環境の保全に関する配慮方針

工事	造成等の工事	・対象事業実施区域内に着目種が確認された場合は、必要に応じて改変区域外への誘導、移植を行う等の環境保全措置を検討する。
存在・供用	施設の存在	・対象事業実施区域内への植栽及び対象事業実施区域内の緑化等については、植物種の選定において可能な限り郷土種を採用した緑地環境を整備し、維持管理を実施する。

6.10 景観

(1) 調査

ア 調査内容

供用後の施設の存在による眺望景観への影響を予測・評価するための調査内容は、表 6.10-1 に示すとおりである。

表 6.10-1 調査内容

調査内容	
主要な眺望景観の状況	・眺望の構成要素の状況 (遠景、中景、近景ごとの工作物、森林、草地、水面、空等の比率)
主要な眺望地点の状況	・不特定多数の人が利用する眺望地点の位置、利用状況、眺望特性等
その他の予測・評価に必要な事項	・地域の景観特性 ・地形・地質、植物、史跡・文化財等の状況 ・土地利用状況

イ 調査方法、調査地域・地点、調査期間・頻度

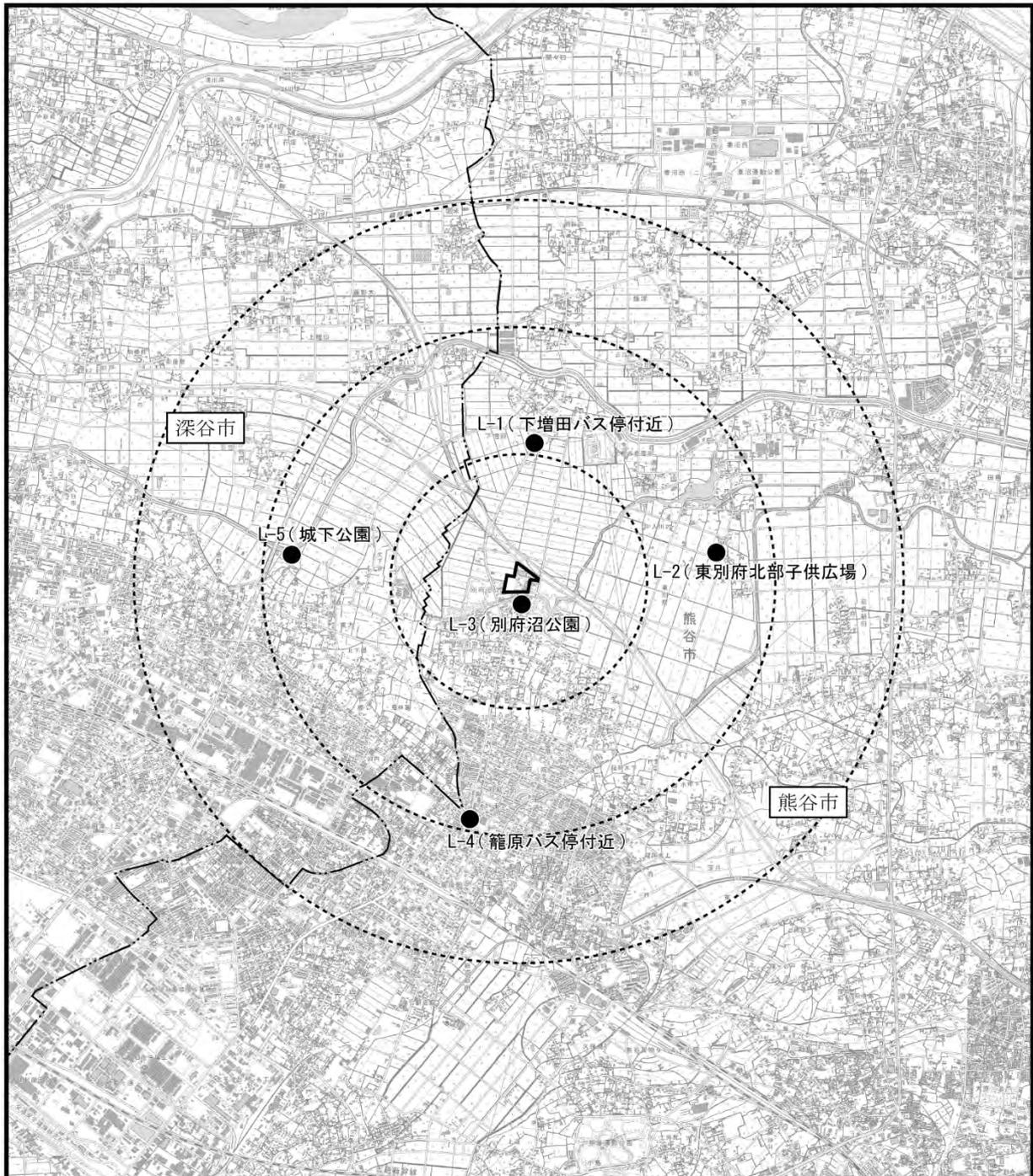
調査は、表 6.10-2 に示すとおり、既存資料の収集及び現地調査により行う。また、現地調査地点は、表 6.10-3 及び図 6.10-1 に示すとおりとする。

表 6.10-2 調査方法

調査項目	現地調査			既存資料 調査
	調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等	
主要な眺望景観の状況 主要な眺望地点の状況	現地踏査により、主要な眺望地点の利用状況、眺望特性を把握する。 また、主要な眺望地点から景観写真の撮影を行うとともに、眺望の構成要素の状況、印象、計画地の見え方等を整理する。	1.調査地域 事業の実施により景観への影響が及ぶおそれがあると想定される地域とし、対象事業実施区域及びその周囲とする。 2.調査地点 対象事業実施区域及びその周囲の5地点とする。	季節変化を把握するため、4季(春季、夏季、秋季、冬季)に各1回	地形図、土地利用現況図、史跡文化財の分布状況、観光案内冊子等の資料の収集、整理を行う。
その他の事項 ・地域の景観特性 ・地形・地質、植物、史跡・文化財等の状況 ・土地利用状況	—	1.調査地域 主要な眺望景観の状況と同じ地域とする。	—	

表 6.10-3 調査地点

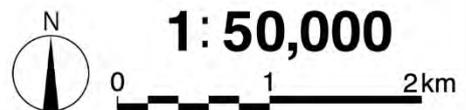
区分	No.	調査対象地等	調査項目	選定理由等
景観	L-1	下増田バス停付近	眺望景観	対象事業実施区域の北側に位置する幹線道路沿いのバス停付近を選定する。
	L-2	東別府北部子供広場		対象事業実施区域の東側に位置する公園を選定する。
	L-3	別府沼公園		対象事業実施区域の南側に位置する公園を選定する。
	L-4	籠原バス停付近		対象事業実施区域の南側に位置する幹線道路沿いのバス停付近を選定する。
	L-5	城下公園		対象事業実施区域の西側に位置する公園を選定する。



凡 例

- : 対象事業実施区域
- : 市 界
- : 眺望景観調査地点

図 6.10-1 景観の現地調査地点図



この地図は、国土地理院発行の電子地形図2万5千分の1を使用したものである。

(2) 予測

ア 予測内容

予測内容は、表 6.10-4 に示すとおりである。

表 6.10-4 予測内容

予測内容		
存在・供用	施設の存在	眺望景観

イ 予測方法、予測地域・地点、予測対象時期等

予測方法等は、表 6.10-5 に示すとおりである。

表 6.10-5 予測手法等

予測項目		予測方法	予測地域・予測地点	予測対象時期等
存在・供用	施設の存在	フォトモンタージュを作成し、現況写真と比較して視覚的に判断できる方法により定性的に予測する。	1.予測地域 調査地域と同様とする。 2.予測地点 現地調査地点と同じとする。	施設の完成後

(3) 評価

ア 評価方法

評価の手法は、表 6.10-6 に示すとおりである。

表 6.10-6 評価方法

評価の手法	
回避・低減に係る評価	周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。
基準又は目標との整合に係る評価	埼玉県、熊谷市等が景観の保全に係る計画等により定めた基準、目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにすることにより行う。

イ 環境の保全に関する方針

環境の保全に関する方針は、表 6.10-7 に示すとおりである。

表 6.10-7 環境の保全に関する配慮方針

存在・供用	施設の存在	<ul style="list-style-type: none">・新施設の外観は、周囲の景観と調和するデザイン、色彩を採用する。・対象事業実施区域内の緑化に当たっては、人工的雰囲気緩和し、区域内と周辺の緑地環境の調和を考慮する。・緑地面積は、対象事業実施区域の県条例の必要数以上を確保する。・植樹の構成は、高木、中木、低木を組み合わせ多層構造となるよう配慮する。・樹種は、地域の景観等に配慮し、実行可能な範囲で郷土種等を採用する。・整備する緑地等については、適切に維持・管理を行う。
-------	-------	--

6.11 自然とのふれあいの場

(1) 調査

ア 調査内容

工事中の建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事、供用後のエネルギー回収型廃棄物処理施設の存在による自然とのふれあいの場への影響を予測・評価するための調査内容は、表 6.11-1 に示すとおりである。

表 6.11-1 調査内容

調査内容	
自然とのふれあいの場の資源状況、周辺環境の状況等	
自然とのふれあいの場の利用状況	
自然とのふれあいの場への交通手段の状況	
その他の予測・評価に必要な事項	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の土地利用 ・周辺の交通網の状況

イ 調査方法、調査地域・地点、調査期間・頻度

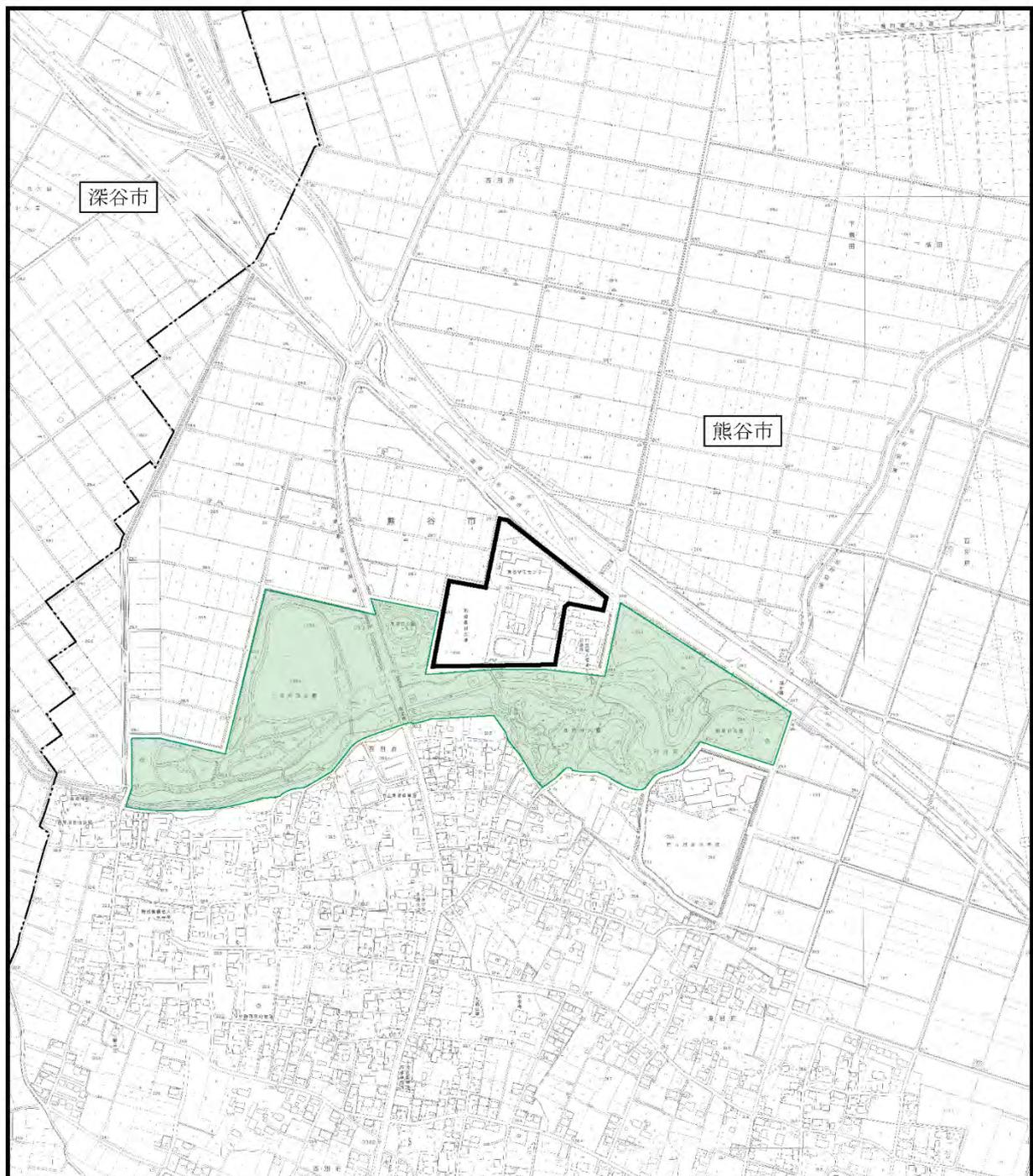
調査は、表 6.11-2 に示すとおり、既存資料の収集及び現地調査により行う。また、現地調査地点は、表 6.11-3 及び図 6.11-1 に示すとおりとする。

表 6.11-2 調査方法

調査項目	現地調査			既存資料調査
	調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等	
自然とのふれあいの場の資源状況、周辺環境の状況等	現地踏査により確認し、記録・整理する。	1.調査地域 事業の実施により自然とのふれあいの場への影響が及ぶおそれがあると想定される地域とし、対象事業実施区域及びその周囲とする。 2.調査地点 対象事業実施区域の南側に位置する別府沼公園とする。	自然とのふれあいの場への影響の予測、評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握できる時期	下記の既存資料を収集、整理する。 ・地形図 ・土地利用現況図 ・史跡文化財の分布状況 ・観光案内冊子等
自然とのふれあいの場の利用状況				
自然とのふれあいの場への交通手段の状況				
その他の事項 ・周辺の土地利用 ・周辺の交通網の状況	—	1.調査地域 自然とのふれあいの場の資源状況、周辺環境の状況等と同じとする。	—	

表 6.11-3 調査地点

区分	No.	調査対象地等	調査項目	選定理由等
自然とのふれあいの場	N-1	別府沼公園	<ul style="list-style-type: none"> ・自然とのふれあいの場の資源状況、周辺環境の状況等 ・自然とのふれあいの場の利用状況 ・自然とのふれあいの場への交通手段の状況 	対象事業実施区域の南側に位置する自然とふれあいの場として、選定する。



凡 例

図 6.11-1 自然とのふれあいの場の現地調査地点図

- : 対象事業実施区域
- : 市 界
- : 自然とのふれあいの場 (別府沼公園)



この地図は、国土地理院発行の電子地形図2千5百分の1を使用したものである。

(2) 予測

ア 予測内容

予測内容は、表 6.11-4 に示すとおりである。

表 6.11-4 予測内容

予測内容		
工事	建設機械の稼働 資材運搬等の車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> ・自然とのふれあいの場の利用環境の変化の程度 ・自然とのふれあいの場への交通手段の阻害のおそれの有無及びその程度
存在・供用	施設の存在、施設の稼働	

イ 予測方法、予測地域・地点、予測対象時期等

予測方法等は、表 6.11-5 に示すとおりである。

表 6.11-5 予測手法等

予測項目		予測方法	予測地域・予測地点	予測対象時期等
工事	建設機械の稼働 資材運搬等の車両の走行	自然とのふれあいの場の現況調査結果と、 工事中の他の項目の予測結果、工事計画の内容を重ね合わせることで、定性的に予測する。	1.予測地域 調査地域と同様とする。 2.予測地点 現地調査地点と同じとする。	自然とのふれあいの場への影響が最大と考えられる時期
	施設の存在			
存在・供用	施設の存在			

(3) 評価

ア 評価方法

評価の手法は、表 6.11-6 に示すとおりである。

表 6.11-6 評価方法

評価の手法	
回避・低減に係る評価	周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。
基準又は目標との整合に係る評価	埼玉県又は熊谷市が自然とのふれあいの場の保全に係る計画等により定めた基準、目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

イ 環境の保全に関する方針

環境の保全に関する方針は、表 6.11-7 に示すとおりである。

表 6.11-7 環境の保全に関する配慮方針

工事	建設機械の稼働 資材運搬等の車両 の走行	<ul style="list-style-type: none">・資材運搬等の車両は、原則として日曜日・祝日は走行せず、早朝に資材等を搬入しなければならない場合を除き、走行時間は午前8時から午後5時までの運行計画とする。・資材運搬等の車両が特定の日時や特定の場所に集中しないよう計画的な運行管理に努める。・資材運搬等の車両の走行により近接する自然とのふれあいの場の利用を妨げないよう配慮した走行経路での運行に努めるよう指導する。
存在・供用	施設の存在 施設の稼働	<ul style="list-style-type: none">・新施設の稼働に伴い発生するばい煙は、「大気汚染防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に規定する規制基準を遵守するとともに、自主規制値を設定し、モニタリングを実施し、適正な運転・管理を行う・ごみ収集車両は、原則として土曜日・日曜日は走行せず、走行時間は午前8時から午後5時までの運行計画とする。

6.12 史跡・文化財

(1) 調査

ア 調査内容

工事中の造成等の工事及び供用後の施設の稼働に伴う土壌への影響を予測・評価するための調査内容は、表 6.12-1 に示すとおりである。

表 6.12-1 調査内容

調査内容	
埋蔵文化財の分布状況	<ul style="list-style-type: none"> ・埋蔵文化財包蔵地の範囲、現況等 ・埋蔵文化財の種類、価値等
その他の予測・評価に必要な事項	<ul style="list-style-type: none"> ・土地利用

イ 調査方法、調査地域・地点、調査期間・頻度

調査方法は、に示すとおり、既存資料の収集及び現地調査により行う。

表 6.12-2 調査方法

調査項目	現地調査			既存資料 調査
	調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等	
埋蔵文化財の分布状況	埋蔵文化財包蔵地の範囲、現況等	現地踏査、関係機関へのヒアリング及び試掘による方法等	1.調査地域 事業の実施により埋蔵文化財への影響が及ぶおそれがあると想定される地域とし、対象事業実施区域及びその周囲とする。 2.調査地点 対象事業実施区域内において埋蔵文化財の分布が適切かつ効果的に把握できる地点とする。	任意の時期に1回 下記の既存調査結果を収集、整理する。 ・埋蔵文化財分布地図 ・遺跡発掘調査報告書
	埋蔵文化財の種類、価値等			
その他の事項	土地利用	現地踏査による方法	1.調査地域 埋蔵文化財の分布状況に同じとする。	任意の時期に1回 下記の資料を収集、整理する。 ・地形図 ・土地利用現況図

(2) 予測

ア 予測内容

予測内容は、表 6.12-3 に示すとおりである。

表 6.12-3 予測内容

予測内容		
存在・供用	施設の存在	・埋蔵文化財包蔵地の改変の程度

イ 予測方法、予測地域・地点、予測対象時期等

予測方法等は、表 6.12-4 に示すとおりである。

表 6.12-4 予測方法等

予測項目		予測方法	予測地域・予測地点	予測対象時期等
存在・供用	施設の存在 ・埋蔵文化財包蔵地の改変の程度	埋蔵文化財の現況調査結果と、事業計画内容の重ね合わせにより、定性的に予測する。	1.予測地域 調査地域と同様とする。 2.予測地点 現地調査地点と同じとする。	史跡・文化財への影響を的確に把握することができる時期

(3) 評価

ア 評価方法

評価の手法は、表 6.12-5 に示すとおりである。

表 6.12-5 評価方法

評価の手法	
回避・低減に係る評価	周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。
基準又は目標との整合に係る評価	埼玉県又は熊谷市が史跡・文化財の保全に係る計画、指針等により定めた基準、目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

イ 環境の保全に関する方針

環境保全に関する方針は、表 6.12-6 に示すとおりである。

表 6.12-6 環境の保全に関する配慮方針

存在・供用	施設の存在 施設の稼働	・埼玉県及び熊谷市の教育委員会と連携しつつ、文化財の保護上必要な措置を講じるものとする。
-------	----------------	--

6.13 日照障害

(1) 調査

ア 調査内容

供用後の施設の存在による日照障害の影響を予測・評価するための調査内容は、表 6.13-1 に示すとおりである。

表 6.13-1 調査内容

調査内容	
日影の状況	・冬至日における日影となる時刻、時間数等の日影の状況及び日影の影響の程度
その他の予測・評価に必要な事項	・日影の影響を生じさせている地形、工作物等の状況 ・住宅、病院、農耕地等土地利用の状況

イ 調査方法、調査地域・地点、調査期間・頻度

調査は、表 6.13-2 に示すとおり、既存資料の収集及び現地調査により行う。

表 6.13-2 調査方法

調査項目	現地調査			既存資料調査
	調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等	
日影の状況	現地踏査による方法	1.調査地域 冬至日において、日照への影響が及ぶおそれがあると認められる地域とする。	冬至日またはその前後の時期に1回	下記の既存資料を収集、整理する。 ・地形図 ・土地利用現況図 ・日影規制図
その他の事項 ・日影の影響を生じさせている地形、工作物等の状況 ・日影の影響を受ける可能性のある住宅、病院、農耕地等土地利用の状況		2.調査地点 冬至日において、日照への影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる地点とする。		

(2) 予測

ア 予測内容

予測内容は、表 6.13-3 に示すとおりである。

表 6.13-3 予測内容

予測内容		
存在・供用	施設の有無	冬至日における日影となる時刻、時間数等の日影の状況及び周辺の住宅及び農地への日影の影響の程度の変化

イ 予測方法、予測地域・地点、予測対象時期等

予測方法等は、表 6.13-4 に示すとおりである。

表 6.13-4 予測手法等

予測項目		予測方法	予測地域・予測地点	予測対象時期等
存在・供用	施設の有無 ・冬至日における日影となる時刻、時間数等の日影の状況及び周囲への日影の影響の程度の変化	時刻別日影図及び等時間日影図を作成し、日影の影響を定性的に予測する。	1.予測地域 調査地域と同様とする。 2.予測地点 現地調査地点と同じとする。	日照への影響を的確に把握することができる時期として、施設供用後の冬至日

(3) 評価

ア 評価方法

評価の手法は、表 6.13-5 に示すとおりである。

表 6.13-5 評価方法

評価の手法	
回避・低減に係る評価	周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。
基準又は目標との整合に係る評価	以下の基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。 ・建築基準法(昭和25年5月、法律第201号) ・埼玉県建築基準法施行条例(昭和35年8月、条例第37号)

イ 環境の保全に関する方針

環境の保全に関する方針は、表 6.13-6 に示すとおりである。

表 6.13-6 環境の保全に関する配慮方針

存在・供用	施設の存在	・建物の高さ及び煙突の配置等に配慮する。
-------	-------	----------------------

6.14 電波障害

(1) 調査

ア 調査内容

供用後の施設の存在による電波障害の影響を予測・評価するための調査内容は、表 6.14-1 に示すとおりである。

表 6.14-1 調査内容

調査内容	
電波の発信状況	・チャンネル、送信場所、送信出力、対象事業実施区域との距離等
電波の受信状況	・電界強度、受信画質、希望波と妨害波との比(D/U)水平パターン、ハイトパターン等
その他の予測・評価に必要な事項	・電波受信に影響を生じさせている地形、工作物等の状況 ・住宅等の分布状況 ・電波受信の方法

イ 調査方法、調査地域・地点、調査期間・頻度

調査は、表 6.14-2 に示すとおり、既存資料の収集及び現地調査により行う。

表 6.14-2 調査方法

調査項目	現地調査			既存資料 調査	
	調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等		
電波の発信状況	—	1.調査地域 電波受信への影響が及ぶおそれがあると認められる地域とする。 2.調査地点 電波受信への影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができるとする。	—	下記の既存資料を収集、整理する。 ・全国テレビジョン・FM・ラジオ放送局一覧(日本放送協会・日本民間放送連盟監修、NHKアイテック編) ・地形図 ・土地利用現況図	
電波の受信状況	電界強度測定車による路上調査 ^{注)}		任意の時期に1回		
その他の事項	電波受信に影響を生じさせている地形、工作物等の状況		現地踏査による方法		
	住宅等の分布状況				
	電波受信の方法				

注)対象とする電波は、地上デジタル放送、衛星放送等(BS 及びCS)とする。

(2) 予測

ア 予測内容

予測内容は、表 6.14-3 に示すとおりである。

表 6.14-3 予測内容

予測内容		
存在・供用	施設が存在	電波障害の範囲及び電波受信状況の変化の程度

イ 予測方法、予測地域・地点、予測対象時期等

予測方法等は、表 6.14-4 に示すとおりである。

表 6.14-4 予測手法等

予測項目		予測方法	予測地域・予測地点	予測対象時期等
存在・供用	施設が存在	・電波障害の範囲及び電波受信状況の変化の程度 遮蔽障害及び反射障害について理論式により計算し、その結果から障害の範囲及び程度を求める。なお、衛星放送等については、遮蔽障害のみを対象とする。	1.予測地域 調査地域と同様とする。 2.予測地点 現地調査地点と同じとする。	電波受信への影響を的確に把握することができる時期として、施設の供用後

(3) 評価

ア 評価方法

評価の手法は、表 6.14-5 に示すとおりである。

表 6.14-5 評価方法

評価の手法	
回避・低減に係る評価	周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。
基準又は目標との整合に係る評価	以下の基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。 ・「建造物による受信障害調査要領」(平成17年3月、日本CATV技術協会)における受信画面の品質評価基準

イ 環境の保全に関する方針

環境の保全に関する方針は、表 6.14-6 に示すとおりである。

表 6.14-6 環境の保全に関する配慮方針

存在・供用	施設の存在	<ul style="list-style-type: none">・建物の高さ及び煙突の配置等に配慮する。・地上デジタル放送電波受信の状況が悪化すると予測される地域において発生する受信障害について、本事業に起因する障害であることが明らかになった場合には、CATV等への加入など適切な対策を実施する。
-------	-------	---

6.15 廃棄物等

(1) 調査

廃棄物等については、調査は実施しない。

(2) 予測

ア 予測内容

予測内容は、表 6.15-1 に示すとおりである。

表 6.15-1 予測内容

予測内容		
工事	造成等の工事	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の種類及び種類ごとの排出量 ・廃棄物の排出抑制の状況 ・残土の発生量及び処理の状況
存在・供用	施設の稼働	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の種類及び種類ごとの排出量 ・廃棄物の排出抑制の状況

イ 予測方法、予測地域・地点、予測対象時期等

予測方法等は、表 6.15-2 に示すとおりである。

表 6.15-2 予測手法等

予測項目		予測方法	予測地域・予測地点	予測対象時期等
工事	造成等の工事	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の種類及び種類ごとの排出量 ・廃棄物の排出抑制の状況 ・残土の発生量及び処理の状況 	1.予測地域 対象事業実施区域内とする。 2.予測地点	工事期間中
存在・供用	施設の稼働	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の種類及び種類ごとの排出量 ・廃棄物の排出抑制の状況 	予測地域全域とする。	施設の稼働が概ね定常状態となる時期

(3) 評価

ア 評価方法

評価の手法は、表 6.15-3 に示すとおりである。

表 6.15-3 評価方法

評価の手法	
回避・低減に係る評価	周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。
基準又は目標との整合に係る評価	<p><工事に伴い発生する廃棄物></p> <p>以下に示す法律等に基づき、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年12月、法律第137号)に基づき適正に処理され、また、埼玉県または熊谷市の計画や指針等により定めた目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。</p> <p>・「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月、法律第104号)</p> <p><施設の稼働に伴い発生する廃棄物></p> <p>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年12月、法律第137号)に基づき適正に処理され、また、埼玉県または熊谷市の計画や指針等により定めた目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。</p>

イ 環境の保全に関する方針

環境の保全に関する方針は、表 6.15-4 に示すとおりである。

表 6.15-4 環境の保全に関する配慮方針

工事	造成等の工事	<ul style="list-style-type: none"> ・工事中に発生した廃棄物等については、関係法令等を遵守して、適正処理を図るとともに、分別回収を徹底し、実行可能な範囲で減量化及び再利用・再資源化に努める。 ・再生資材及び再利用資材の活用に努める。 ・建設残土について場内での再利用に努め、搬出量を抑制する。 ・工事に際して、施工範囲に埋設廃棄物が確認されるような場合には、埋設廃棄物を除去し、適正な処分を行い、区域外に廃棄物等が拡散しないよう適正な措置を実施する
存在・供用	施設の稼働	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の稼働に伴い発生する廃棄物等については、関係法令等を遵守して、適正な処理・処分を実施するとともに、分別回収の上、減量化及び再利用・再資源化に努める。

6.16 温室効果ガス等

(1) 調査

温室効果ガス等については、調査は実施しない。

(2) 予測

ア 予測内容

予測内容は、表 6.16-1 に示すとおりである。

表 6.16-1 予測内容

予測内容		
工事	建設機械の稼働 資材運搬等の車両の走行	・温室効果ガスの種類ごとの排出量 ・温室効果ガスの排出量削減の状況
存在・供用	施設の稼働 自動車の走行	・温室効果ガスの種類ごとの排出量 ・温室効果ガスの排出量削減の状況

イ 予測方法、予測地域・地点、予測対象時期等

予測方法等は、表 6.16-2 に示すとおりである。

表 6.16-2 予測手法等

	予測項目	予測方法	予測地域・予測地点	予測対象時期等	
工事	建設機械の稼働 資材運搬等の車両の走行	・温室効果ガスの種類ごとの排出量 ・温室効果ガスの排出量削減の状況	工事計画に基づき、建設機械の稼働や、資材運搬等の車両の走行に伴う温室効果ガス排出量を算定する。 温室効果ガス排出量の削減対策等の内容及びこれらによる二酸化炭素の排出量の削減率を算定する。	1.予測地域 対象事業実施区域内とする。 2.予測地点 予測地域全域とする。	工事期間中
	施設の稼働 自動車の走行	・温室効果ガスの種類ごとの排出量 ・温室効果ガスの排出量削減の状況	事業計画により、施設の稼働及び自動車の走行に伴う温室効果ガス排出量を算定する。 事業計画により、施設の稼働及び自動車の走行に伴う温室効果ガス排出量の削減対策の内容及びこれらによる二酸化炭素の排出量の削減率を算定する。		施設の稼働が概ね定常状態となる時期

(3) 評価

ア 評価方法

評価の手法は、表 6.16-3 に示すとおりである。

表 6.16-3 評価方法

評価の手法	
回避・低減に係る評価	周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。
基準又は目標との整合に係る評価	埼玉県または熊谷市の計画や指針等により定めた目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

イ 環境の保全に関する方針

環境の保全に関する方針は、表 6.16-4 に示すとおりである。

表 6.16-4 環境の保全に関する配慮方針

工事	建設機械の稼働	<ul style="list-style-type: none"> 建設機械の整備を適切に実施し、性能の維持に努める。 建設機械の不必要な空ぶかしや過負荷運転の抑制により、燃費の向上に努める。
	資材運搬等の車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> 資材運搬等の車両は、実行可能な範囲内で低燃費車を使用する。 資材運搬等の車両の過積載防止を徹底する。 資材運搬等の車両の不必要な空ぶかしの抑制やアイドリングストップの励行等のエコドライブに努める。
存在・供用	施設の稼働	<ul style="list-style-type: none"> 高効率の廃棄物発電を設置する等、蒸気や高温水等の有効活用を図る。 再生可能エネルギーの導入や省エネルギー設備の導入を図る。 断熱性の高い外壁材等の使用に努める。 長寿命な施設となるよう、建物、設備の維持管理や更新等を適切に行う。
	自動車等の走行	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物運搬車両等については、十分な点検・整備を行い、急発進や急加速を避けるなど、適正な走行に努める。 廃棄物運搬車両等の不必要な空ぶかしの抑制やアイドリングストップの励行等のエコドライブに努める。